
京都府議会

府民生活・厚生常任委員会

活動報告書



平成 30 年 5 月 15 日

委員長 村井 弘

副委員長 四方 源太郎

副委員長 尾形 賢

委員 植田 喜裕

委員 秋田 公司

委員 磯野 勝

委員 瀧脇 正明

(平成 30.4.11 から)

委員 島田 敬子

委員 西脇 郁子

委員 成宮 真理子

委員 田中 健志

委員 北川 剛司



目次 京都府議会府民生活・厚生常任委員会活動報告書

I	委員会の活動	1
1	委員会活動状況	3
2	調査に係る常任委員会の審議等の状況	
(1)	概要	11
(2)	重要課題調査のための委員会	12
①	熱中症予防対策について (H29. 8. 22)	
②	最近の消費者被害の状況と対策について (H30. 1. 16)	
③	精神障害者支援について (H30. 4. 17)	
(3)	管内外調査	31
①	管外調査 (H29. 7. 11～7. 12)	
	原子力防災センター (静岡県牧之原市)	
	NPO 法人りすシステム (東京都千代田区)	
	産経新聞出版 (東京都千代田区)	
	カルビー株式会社 (東京都千代田区)	
②	管外調査 (H29. 11. 6～8)	
	社会福祉法人聖家族の家 (大阪府大阪市)	
	東松島市議会 (宮城県東松島市)	
	公立大学法人福島県立医科大学 (福島県福島市)	
	南相馬市議会 (福島県南相馬市)	
	社会福祉法人こころん (福島県西白河郡泉崎村)	
③	管内調査 (H29. 11. 21～11. 22)	
	るんびに学園綾部こどもの里 (綾部市)	
	リフレかやの里 (与謝郡与謝野町)	
	宮津総合実習センター (宮津市)	
	福知山市消防本部 (福知山市)	
II	委員会活動のまとめ	49
附	参考資料	75
	府民生活・厚生常任委員会管内外調査等実施状況 (H26～29)	

I

委員会の活動

1 委員会活動状況

時期	活動	議題・テーマ
5 月		
H29. 5.19	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ■委員長の選任 ■副委員長の選任 ■副委員長の順位
H29. 5.26	管内調査	○「きょうと農福連携センター」設立記念式典 (行催事等委員会調査)
6 月		
H29. 6. 2	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■本日の委員会運営
H29. 6. 2	委員会 (初回)	<ul style="list-style-type: none"> ■出席要求理事者 ■確認事項 ■所管部局の事務事業概要等の聴取 ■報告事項の聴取 (府民生活部) <ul style="list-style-type: none"> ・日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定について ・平成29年度京都府総合防災訓練の実施について ■今後の委員会運営
H29. 6.26	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
H29. 6.28	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (府民生活部) <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所における最近の状況について ・京都府立青少年海洋センター(マリンピア)の整備について ・包括外部監査結果に基づく措置状況について (健康福祉部) ・京都府国民健康保険運営方針(案)の概要について ・京都府福祉のまちづくり条例の一部改正について ・平成29年度アクションプランについて ・包括外部監査結果に基づく措置状況について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)

1 委員会活動状況

H29. 6.29	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (6定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認) ■所管事項の質問 ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
7 月		
H29. 7.11 ～ H29. 7.12	管外調査	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ○原子力防災センター <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県原子力防災について ・施設視察 ○NPO法人りすシステム <ul style="list-style-type: none"> ・終活について①終活支援の取組について ○産経新聞出版 <ul style="list-style-type: none"> ・終活について②終活の動向について～「終活読本ソナエ」の出版を通じて～ ○カルビー株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・女性が輝く先進企業の取組について ・オフィス視察
H29. 7.21	管内調査	○平成29年夏の交通事故防止府民運動スタート式 (行催事等委員会調査)
8 月		
H29. 8.22	正副委員長会	■本日の委員会運営
H29. 8.22	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 <ul style="list-style-type: none"> ・「熱中症予防対策について」 参考人:京都府立医科大学 救急医療学教室 教授 太田 凡 氏 ■報告事項の聴取 (府民生活部) <ul style="list-style-type: none"> ・大飯発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書等の締結について ・青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について
9 月		
H29. 9. 5	管内調査	○第66回京都府社会福祉大会(行催事等委員会調査)
H29. 9.19	管内調査	○平成29年秋の全国交通安全運動スタート式 (行催事等委員会調査)
H29. 9.21	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
H29. 9.25	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (府民生活部) <ul style="list-style-type: none"> ・台風第18号による被害等の概要について ・関西防災・減災プラン(総則・地震津波災害対策編)

		<p>の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「青少年の健全な育成に関する条例一部改正」の骨子(案)について ・府民利用施設のあり方検証結果報告について ・府民生活部所管施設における指定管理者の選定について(健康福祉部) ・京都府保健医療計画の改定について ・京都府高齢者健康福祉計画の改定について ・京都府高齢者居住安定確保計画の改定について ・京都府障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について ・「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」(医療費適正化計画)の改定について ・京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づく「京都府歯と口の健康づくり基本計画(第2次)」案の概要について ・京都府がん対策推進計画の改定について ・京都府国民健康保険運営方針(中間案)について ・国保制度改革(条例制定・改正等)について ・京都府手話言語条例(仮称)の制定について ・住宅宿泊事業法施行条例(仮称)の制定について ・京都府福祉のまちづくり条例の一部改正について ・平成29年度アクションプランの検討状況について ・平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査の結果について ・関西広域連合への試験事務の集約化について <p>■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)</p>
H29.9.26	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (9定2日目)	<p>■付託議案(討論・採決)</p> <p>■審査依頼議案(適否確認)</p> <p>■所管事項の質問</p> <p>■閉会中の継続審査及び調査</p> <p>■今後の委員会運営</p>
10 月		
H29.10.7	管内調査	○きょうと婚活応援センター開設2周年記念行事セカンドアニバーサリーフォーラム(行催事等委員会調査)
11 月		
H29.11.6 ～ H29.11.8	管外調査	<p>■所管事項の調査</p> <p>○社会福祉法人聖家族の家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童心理治療施設の運営について ・施設視察 <p>○東松島市議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興のまちづくり及び防災システムについて ・現地視察(防災備蓄倉庫、野蒜地区) <p>○公立大学法人福島県立医科大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしま子ども・女性医療支援センターの概要について <p>○南相馬市議会</p>

1 委員会活動状況

		<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災からの復興状況及び原子力災害対策について ・現地視察(災害公営住宅等) ○社会福祉法人こころん ・農福連携の取り組みについて ・現地視察(こころんファーム、こころん工房)
H29.11.21 ～ H29.11.22	管内調査	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ○るんびに学園綾部こどもの里 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の概要及び運営方法について ・施設視察 ○リフレかやの里 <ul style="list-style-type: none"> ・農福連携の取組について ・現地視察(農産物加工所、野田川作業所) ○宮津総合実習センター <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉人材の育成について ・施設視察 ○福知山市消防本部[於:中丹広域振興局福知山総合庁舎] <ul style="list-style-type: none"> ・わがまちの消防団強化・応援事業について ・現地視察(中央分団車庫)
H29.11.23	管内調査	○京都府障害者スポーツフォーラム(行催事等委員会調査)
H29.11.24	管内調査	○京都府少子化対策府民会議総会・第11回京都府子育て支援表彰式(行催事等委員会調査)
H29.11.25	管内調査	○京都府立医科大学「最先端がん治療研究施設」引渡式・感謝状贈呈式(行催事等委員会調査)
12 月		
H29.12. 4	管内調査	○平成29年年末の交通事故防止府民運動プレ・イベント(行催事等委員会調査)
H29.12.12	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営

H29.12.13	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定1日目)	<p>■報告事項の聴取 (府民生活部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン(中間案)について ・府民生活部所管施設における指定管理者候補団体について(健康福祉部) ・京都府保健医療計画の中間案について ・京都府高齢者健康福祉計画及び高齢者居住安定確保計画の中間案について ・京都府障害福祉計画及び障害児福祉計画の中間案について ・「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」(医療費適正化計画)の中間案について ・京都府歯と口の健康づくり推進条例に基づく「京都府歯と口の健康づくり基本計画(第2次)」の骨子(案)について ・京都府がん対策推進計画の中間案について ・京都府国民健康保険運営方針の最終案について ・言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例(仮称)案の骨子について ・京都府住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例(仮称)案の骨子について ・京都府福祉のまちづくり条例の一部改正に係るパブリックコメント結果について ・平成29年度アクションプランについて ・関西広域救急医療連携計画の改定について <p>■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)</p>
H29.12.14	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (12定2日目)	<p>■付託議案(討論・採決)</p> <p>■審査依頼議案(適否確認)</p> <p>■付託請願の審査</p> <p>■所管事項の質問</p> <p>■閉会中の継続審査及び調査</p> <p>■今後の委員会運営</p>
H29.12.17	管内調査	○中丹東保健所新庁舎開所式(行催事等委員会調査)
1 月		
H30. 1.16	正副委員長会	■本日の委員会運営
H30. 1.16	委員会 (閉会中)	<p>■所管事項の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最近の消費者被害の状況と対策について」 <p>参考人:木内総合法律事務所 弁護士 加藤 進一郎 氏</p>

1 委員会活動状況

2 月		
H30. 2.28	正副委員長会	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会中の委員会及び分科会運営 ■今後の委員会運営
3 月		
H30. 3. 6	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定1日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告事項の聴取 (府民生活部) ・「青少年の健全な育成に関する条例一部改正」の骨子(案)について ・京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン(最終案)について (健康福祉部) ・京都府保健医療計画の最終案について ・京都府高齢者健康福祉計画及び高齢者居住安定確保計画の最終案について ・京都府障害福祉計画及び障害児福祉計画の最終案について ・「京都府中期的な医療費の推移に関する見通し」(医療費適正化計画)の最終案について ・京都府がん対策推進計画の最終案について ■付託議案及び審査依頼議案(質疑終結まで)
H30. 3. 7	委員会及び 予算特別委員会 分科会 (2定2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ■付託議案(討論・採決) ■審査依頼議案(適否確認) ■付託請願の審査 ■所管事項の質問 ■閉会中の継続審査及び調査 ■今後の委員会運営
H30. 3.10	管内調査	○第29回全国車いす駅伝競走大会 開会式 (行催事等委員会調査)
H30. 3.11	管内調査	○第29回全国車いす駅伝競走大会 出発式、閉会式 (行催事等委員会調査)
4 月		
H30. 4.17	正副委員長会	■本日の委員会運営
H30. 4.17	委員会 (閉会中)	<ul style="list-style-type: none"> ■所管事項の調査 ・「精神障害者支援について」 参考人:公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会 会長 野地 芳雄 氏 理事 森 久子 氏
H30. 4. 29	管内調査	○京都府立青少年海洋センター(マリンピア)リニューアルオープン記念式典(行催事等委員会調査)

5 月		
H30. 5. 12	管内調査	○平成 30 年度由良川水系総合水防演習 (行催事等委員会調査)
H30. 5. 14	正副委員長会	■臨時会中の委員会運営
H30. 5. 15	委員会 (5 臨)	■付託議案(質疑・討論・採決) ■委員会活動のまとめ

2 調査に係る常任委員会の審議等の状況

(1) 概 要

本委員会は、府民生活部の所管及びそれに関連する事項、健康福祉部の所管及びそれに関連する事項を所管している。

各部局の所管事項は、次表のとおりである。

部局名	主な所管事項
府民生活部	危機管理、消防・防災、府民の安心・安全、府民参画、府民協働、人権、男女共同参画、青少年、消費生活
健康福祉部	保健、医療、衛生、健康増進、子育て支援、社会福祉、社会保障

京都府議会の各常任委員会では、年4回の定例会において、条例案などの審査を行うほか、議会の閉会中に委員会を開催して、府政の重要課題について、テーマを設けて集中的に審議したり、京都府内や他府県に赴いて調査を行ったりしている。

閉会中の委員会においては、参考人制度を積極的に活用して、専門的知見を有する方の意見を聴取し、テーマに関する議論を掘り下げた。

京都府内を調査する管内調査では、京都府の施策が実施されている現場に赴いて、府の事業担当者や所管事項関連の事業者から、事業内容等の説明を聴取し、必要に応じて現地視察を行った。

京都府外の他府県に赴いて調査する管外調査では、先進事例や京都府と共通する課題に対して、自治体や研究機関、事業者等がどのような取組を実施しているのか、もしくはどのように対応しようとしているのかについて調査した。

(2) 重要課題調査のための委員会

① 熱中症予防対策について

(平成29年8月22日(火)開催)

■開催概要

熱中症は、高温多湿の環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態となることであり、消防庁によれば、全国で熱中症による平成28年度夏期5ヶ月間(5～9月)の救急搬送件数は50,412人、搬送時に亡くなられた方は59人に上るとされている。

今回の委員会では、救急・災害医療に携わる参考人を招致し、熱中症の現状やその予防対策、救急医療体制について話を伺い、議論を行った。

■参考人

京都府立医科大学 救急医療学教室 教授
太田 凡 氏



■出席理事者

健康福祉部保健医療対策監
副部長(健康担当)
高齢者支援課長、介護・地域福祉課長
健康対策課長、医療課長
府民生活部災害対策課長

【太田参考人の説明概要】

(本文中の図表は参考人作成資料より引用)

「最近の熱中症報道」を振り返り、「熱中症とは」「熱中症はふえているのか」「熱中症の対処方法は」「熱中症を予防するには」、そして「救急医療体制の現状と課題」について簡単にお話しさせていただく。

◆「最近の熱中症報道から」

最近では、車内に放置され、3歳男児が死亡という事案があった。3歳の男児を幼稚園に送ったと思っていたら、送ったことをそのおばあちゃんが忘れていて、そのまま帰ってしまって、車に残っていたと。3時間ほど、チャイルドシートに固定されたまま、熱中症でその子どもさんが亡くなられたということがあった。そのほかにも、車内に1歳児が放置され、致死容疑で父親が逮捕されたという事件もある。

父親が2時間パチンコをしている間に車内に残され、その子どもさんが亡くなったという事案である。また、1歳、3歳ばかりではなくて、9歳の子や19歳の障害者の方が、送迎バスから降ろし忘れて亡くなったという報道もあった。

車内に放置され、3歳男児が死亡 仙台、熱中症か
朝日新聞 2017年8月3日

- 2日午後2時25分ごろ、仙台市泉区加茂3丁目の民家にとめてあった乗用車内で、同区に住む竹井誠人ちゃん(3)が意識不明の状態で見つかり、死亡が確認された。祖母(67)が幼稚園に送り迎えをする途中で車内に残したままだった。約5時間放置され、熱中症になった可能性があり、宮城県警は祖母から事情を聴く。
- 泉署によると、祖母は普段、誠人ちゃんを車で幼稚園へ送り迎えしており、この日も午前8時20分すぎに車に乗せた。先に別の用事を済ませ、誠人ちゃんを幼稚園に送り届けるのを忘れたまま午前9時ごろ帰宅し、家の中に入った。
- 祖母は午後2時すぎ、再び車で出かけようとした際、後部座席にいた誠人ちゃんを見つけて119番通報した。チャイルドシートに固定されたままだったという。

自宅で熱中症か、葛城の75歳死亡 県が注意呼びかけ/奈良県
朝日新聞 2017年7月22日

- 県は21日、葛城市の男性(75)が熱中症の疑いで死亡したと発表した。県内で熱中症の疑いで死亡した事例は今年初めて。
- 県保健予防課などによると、21日午後0時半ごろ、男性が自宅ベッドに倒れているのを家族が発見し、搬送先の病院で死亡が確認された。心肺停止の状態で見送られ、部屋のエアコンはついていなかったという。
- 奈良地方気象台によると、21日の奈良市の最高気温は34.3度。県によると、16日までに熱中症の疑いで323人が救急搬送された。県の担当者は「エアコンや扇風機で部屋の温度が28度を超えないように小まめに確認してほしい」と注意を呼びかけている。

一方、高齢者は自宅内で亡くなるというケースも多くある。高齢者はいろいろな病気を持っているため、必ずしも熱中症で亡くなったのか、あるいはそれに伴って何か別の疾患で亡くなったのか、なかなか確定は難しいが、いずれにせよ、エアコンのついていない、風通しの悪い部屋の中で心肺停止の状態で見送られるということが毎年のように報告されている。

一方、成年・壮年は屋外での活動中に亡くなることが多い。海上保安庁の特殊警備隊の男性が訓練中に熱中症になって亡くなったという報道もあった。また、北海学園大学アメフト部の21歳の男性が倒れて、やはり熱中症で亡くなった。体力には自信があったはずだと思うが、こういったことが起こり得ることになる。

最近の熱中症報道をまとめると、今年も多くの方が熱中症で亡くなっておられ、そして、小児の死亡例、絶対数としては少ないが、亡くなるケースでは車内の置き去り

が多い。それは、基本的にはうっかり置き去りのケースが多く、青壮年、高校生、中学生、大学生、それから建設現場で働く方、あるいは訓練中の方、そういった方の熱中症の死亡例は、屋外での活動中の事例が多いということになる。一方、高齢者の死亡例は室内での発症が多いということも従来から言われている。

◆「熱中症とは」

「日射病」は、熱失神という言葉も使われているが、「暑い中でちょっとふらふらする」、場合によっては「気を失う」という程度で、意識はしっかりしている。それが「日射病」である。そして、「熱けいれん」というのは、いわゆる足がつるといのがほとんどで、これも一種の熱中症になる。それから、「熱疲労」というのは、熱失神よりも一段階重症で、ちょっと「ぼうっとした感じ」になって受け答えがたどたどしくなる。そして、しっかり歩けなくなる。このような状態が以前から熱疲労というふうに言われていた。さらに、「熱射病」という体の臓器が傷む状態で、こうなると命にかかわり、救急医療や時には集中治療が必要となる。このような分類が従来の分類で、実は諸外国ではまだこの分類が使われている。

日本では1999年に、これらはそれぞれ別な病気じゃないから、一つの考えでまとめようということになり、「熱中症」という言葉が使われるようになった。

従来言われていた「熱失神」は、熱中症の分類ではI度の熱中症。熱けいれん、足がつるといのもI度の熱中症。「熱疲労」、ちょっとぼうっとして動けない、水が飲めないというのはII度。そして、臓器障害を来すような重症の「熱射病」はIII度というのがおおよその分類になる。

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類
I度 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない(JCS=0)		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、 体表冷却、経口的 に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神
II度 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、 倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下 (JCS ≤ 1)		医療機関での診察 が必要→体温管理、 安静、十分な水分 とNaの補給(経 口摂取が困難なと きには点滴にて)	熱疲労
III度 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C) 中枢神経症状 (意識障害 JCS ≥ 2、小脳症状、痙攣発作) (M/K) 肝・腎機能障害 (入院経過 観察、入院加療が必要な程度の 肝または腎障害) (D) 血液凝固障害 (急性期のDIC診 断基準(日本救急医学会)にてDIC と診断) → III度の中でも重症型		入院加療(場合により 集中治療)が必要 →体温管理 (体表冷却に加え 体内冷却、血管内 冷却などを追加) 呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病

I度の症状が徐々に改善している場合のみ、現場の応急処置と見守りでOK

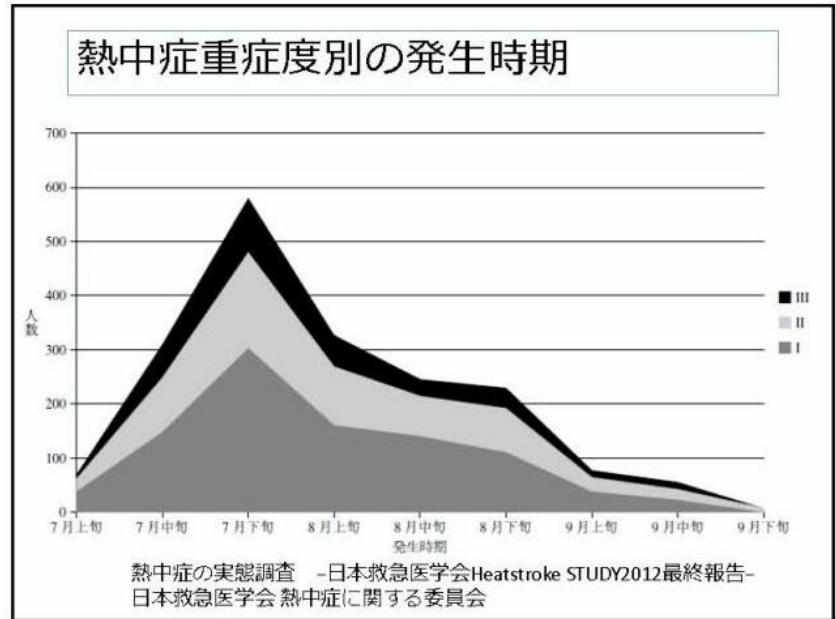
II度の症状が出現したり、I度に改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送する(周囲の人が判断)

III度か否かは救急隊員や、病院到着後の診察・検査により診断される

熱中症のI度というのは、普通どおり話ができる状態。水分をしっかりとることができれば、この先に進まない。でも、それが遅れると、今度は集中力や判断力が低下する、一応受け答えはできるけれども、ぼうっとしている。でもしっかりと動けない、さらには水も十分とれないという状態、それが熱中症のII度。II度

になると、基本的には病院を受診して何らかの治療が必要となる。そして、中枢神経症状、肝臓・腎臓機能障害、あるいは血液凝固障害、この3つのうちのいずれかがあれば、もう熱射病、熱中症III度ということになる。

これはどの時期にどのような熱中症が多いか示した図。この濃い黒の幅がIII度の熱中症、真ん中がII度、一番下のところはI度になっている。この2012年の報告において、7月下旬が最も発症が多いということになる。しかし、7月下旬が一番暑かったからではない。熱中症が発症しやすいのは、一番暑いときよりも急に暑くなったとき。これまで暑くない環境になれていた体が急に暑くなったときのほうが熱中症は発症しやすいし、重症になりやすい。



以上、いくつかまとめると、熱中症という言葉は比較的新しい言葉で、主に日本を中心に使われている言葉であり、連続している病態であるということ意識するために使われているものであると言える。

◆「熱中症はふえているのか」

これは皆様御存じのとおり、あるいは想像されたとおり、ふえている。死亡数でも2000年以降ぐっとふえているということが言え、家の中で亡くなられている方が意外と多い。

レセプトデータからも熱中症はふえているのがわかる。例えば真夏日の数が以前よりはふえていることや、最高気温が上がっていることなど、地球温暖化が関係していることは間違いなさだろうと思っている。また日本では高齢者の絶対数がふえているので、高齢者がふえていることによって熱中症そのものがふえているということもあろうかと思われる。

◆「熱中症の対処方法」

熱中症の対処方法には、「FIRE」という言葉が使われている。

「Fluid」水分補給をしましょう

「Icing」、冷やしましょうという

「Rest」休みましょう

「Emergency」、必要があれば119番に通報しましょう

熱中症の応急処置は「FIRE」

Fluid : 水分補給

Icing : 冷却

Rest : 安静

Emergency : 119番通報

このアルファベットの頭文字をつなげて、「F I R E」という言葉にひっかけて覚えましょうというふうにされている。

対処方法をまとめると、①涼しい場所へまず移動する。②脱衣、服を脱がず、あるいは減らす。③できる限り冷やす。④水分と塩分を同時に補給する。⑤もし意識が悪ければ、水が飲めなければ、あるいは症状が改善しなければ医療機関を受診しましょう、ということになる。

◆「熱中症を予防するには」

環境省等で作成するパンフレットに掲載しているが、体調が悪い人や高齢者は気をつけることや、直射日光を避けるために傘を差すこと、水分を小まめにとること、小まめに休息すること、汗をかいたときには塩分の補給もすることなど、改めてこのような形で注意喚起がなされている。また、エアコンを上手に使うことも大切で、風通しの悪い暑い部屋になると高齢者はやっぱり危険であり、部屋の中も決して安全ではないということも改めて注意喚起がなされている。

京都府、市町村からも今のものとほぼ同様のパンフレットが作成されて、注意喚起がなされている。

「熱中症」は起こってからではなくて予防が大切であるということは言うまでもない。熱中症 III 度の方を救命したいとしてもなかなか難しい場合もあるので、やはり治療よりも予防が大切。部屋の温度を適切に保つ、水分・塩分をしっかり取る。水ばかり飲むと体の中の塩分が薄まってしまうので、適切に塩分をとること、炎天下での運動・作業は適切に休憩をとる。これが大事である。

◆「救急医療体制の現状と課題」

熱中症は予防が大切と申し上げたが、そのための情報周知が今は昔よりも大変発展していると個人的には思う。ただ高齢の方がパンフレットなどを見て、自分で見て何かを判断するというとなかなか難しいので、地域の中で御高齢の方を守ということも大事かと思われる。

救急医療の課題として最後に少しだけ追加させていただくと、日本における救急搬送件数は増加しているということが言える。簡単に救急にアクセスする人がふえたので大変なことになっているということが一部の医者から言われるが、私はこの救急搬送がふえていることは、そのような安易な救急受診が原因ではなくて、高齢者がふえたことが最も大きな原因だと考えている。実際に最近ではそのような論調がふえてきた。救急車が公的に動くようになったのが約50年前で、そして今、私が医者になったころの2倍の救急搬送件数になっている。一番の原因は、65歳以上の方が、増加していること、そしてこれからさらにふえるということだと考える。高齢者は心筋梗塞にもなりやすい、熱中症にもなりやすい、脳出血にもなりやすい、そして転べば骨折しやすい、10人に1人は突然死を迎える。高齢者が増えれば救急医療を必要とする人がふえるのは当たり前の話なので、それをどのように社会で支えていくのかということがこれから大きな課題になるかと思う。例えば地域医療ビジョン、そしてどのように急性期病床を集約していくのかという話であったり、医者の残業は考えないでおう、

5年先に何とか考えようという話になったりしているが、これも女性医師がふえてきたらどうするのかということをやはり真剣に考えなければいけない時期だと思う。

多職種連携という形で、看護師さんに今まで以上に医師の業務を替わってもらい、あるいは、救急救命士さんの特定行為をふやすということもある。さらには、地域包括ケアという形で介護と医療をどのように連携していくのか、これも救急医療に非常に重要な問題かと思っている。また、昨今いろいろなところから議論が出ている新専門医制度も、高齢者の増加に伴ってどのように整備していくのかと。救急を支えるにはどのような専門医制度が必要なのかということを考えていく必要があるのではないかと思う。ドクターヘリは、私は全ての万能な解決策ではないと考えており、コストとベネフィットの評価をもっとするべきで、ヘリを1機入れたら何とかなるというのは安易な考え方であろうかと思っている。

(2) 重要課題調査のための委員会

②最近の消費者被害の状況と対策について

(平成30年1月16日(火)開催)

■開催概要

平成28年版消費者白書によると、平成26年の消費生活相談件数は約93万件と、前年に比べるとやや減少したものの、ここ数年では依然として高水準にあるといわれている。このうち、65歳以上の高齢者の割合は27%となり、詐欺的なトラブルのターゲットとなるケースが多くなっている。

消費者庁発足後、地方の消費者行政の強化が推進され、都道府県や市町村では相談体制を強化するなど、さまざまな消費者被害防止の対策が講じられており、今回の委員会では、そうした取り組み及び、最近の消費者被害の状況について話を伺い、議論を行った。

■参考人

弁護士 加藤 進一郎 氏

■出席理事者

府民生活部副部長

府民生活部理事（府民総務課長事務取扱）

消費生活安全センター長

消費生活安全センター副センター長



【加藤参考人の説明概要】

(本文中の図表は参考人作成資料より引用)

◆最近の消費者被害の特徴

最近の消費者被害の特徴を3つのワードで表すと、1つ目は「情報化」、2つ目が「高齢化」、そして3つ目に、「脆弱な消費者への被害集中」が挙げられる。「高齢化」と「脆弱な消費者への被害集中」は、まさに高齢者が消費者被害の中心になっている

ことを表している。

まず、「情報化」の面からいくと、府のデータでは、80歳以上を除いた全ての年代で「放送・コンテンツ等」と呼ばれる分類の相談が1位になっており、80歳以上は健康食品の相談が1位ということになっている。その内訳としては、アダルト情報サイトなどのデジタルコンテンツが大多数となっており、インターネットを使って情報を得るサービスでのトラブルが大変増加している。

この「情報化」の事案の具体的な事例として最近非常に多いのが二次被害と呼ばれる事案である。一次被害というのは、アダルト情報サイトなどを利用して、そのサイトから不当な請求を受けてお金を払ってしまうという事案であるが、そういう被害に遭われた方が、さらに2回目の被害に遭うというケースが多く寄せられている。

それから、最近、インターネットなどを通じてトラブルに遭うというケースの例として非常に多いのが、情報商材の事例である。例えばSNS、フェイスブック、ツイッター、LINEなどで知り合った人から、「仮想通貨で1,000万円もうける方法がある、情報商材サイトで売っているので見てほしい」というふうに声をかけられ、興味を持ち、購入する事例。そのうち、DVDが届いて、その内容は抽象的な説明で、実際に取引をするタイミングがわからず、結局100万円の損を出してしまった。相手にそのことを伝えても、言うとおりのやり方をしない自分が悪いと言われる、相手にしてもらえないと、このような相談である。

◆消費者教育

この「情報化」に関するものの必要な取り組みとして最も重要なのは、消費者教育であろうと思う。基本的には、そういう怪しげな出会い系サイトで

具体的な事例 「情報化」に関するもの1

二次被害事案

スマートフォンを触っていてアダルトサイトに登録となり15万円を請求された。「支払いたくない」と電話したが拒否されたので、インターネットで検索した「無料相談可能」という窓口で相談した。電話に出た男性からは「絶対に解決できる」と言われ、依頼することにした。無料と思っていたが、料金は6万円とのことと送金した。4日後にビルの写真2枚と、アダルトサイト業者自体の確認は取れなかったとの報告書が届いた。あらためて契約書を読むと、依頼した内容が「企業調査」だと知った。4

具体的な事例 「情報化」に関するもの2

情報商材事例

SNSで知り合った人から「仮想通貨で1000万円儲ける方法」がある。情報商材サイトで売っているのを見て欲しいと言われ、興味を持ち、50万円出して購入した。DVDで仮想通貨の取引のタイミングなどの説明がなされているものであったが、抽象的な説明で実際に取引するタイミングがわからず、100万円の損を出してしまった。相手にそのことを伝えても、言うとおりのやり方をしない自分が悪いといわれ、相手にしてもらえない。6

必要な取組 「情報化」に関するもの

消費者教育

- ・これらの「情報化」に伴う被害には、適切な消費者教育が重要。
- ・基本的には、近づかない、接触しない、何もしないことが正解という教育
- ・ただし、それだけで完全な被害予防ができないことも事実(特に情報商材事案など)で、根本的な消費リテラシーを涵養する教育が重要

あるとか、情報商材であるとかいうものには近づかない、接触しない。もしさわってしまって請求を受けても、ほとんどが架空請求の類いだから、何もしないということが正解なんだということを、知っていただく。しかし、それでも完全な被害予防ができていないことも事実で、特に昨今ふえている情報商材の事案などを見ると、少し難し目の言葉で書きましたが、根本的な消費リテラシーを涵養する教育が重要と思っている。

◆「高齢化」

相談件数のうち、高齢者（65歳以上）の占める割合は過去4年間で31%と、この数字、割合自体は横ばいだが、いずれも京都府の高齢化率を上回っており、高どまり状況といえる。つまり高齢者の被害率というのは、ほかの年代層に比べて人口比の割合からすれば高いということが指摘されている。それから、特徴的なのが、販売購入形態で、全世代で見ると、①が通信販売、②が店舗購入、③が電話勧誘販売、④が訪問販売となるが、年齢が上がるにつれて、①と②の通信販売、店舗購入の割合が減り、③と④の電話勧誘販売、訪問販売の割合が上がっている。これらのことから、高齢者に対しては電話勧誘販売や訪問販売で行われる消費者側が望んでいない不招請勧誘によるトラブルが高どまりの状況にあるということが指摘できる。

◆脆弱な消費者への被害集中

高齢者の相談をさらに類型化すると、その中に判断不十分者からの相談がある。55件で3.6%という数字が出ている。判断不十分者からの相談が寄せられているというところに着目をする、訪問販売が21件で38.2%、電話勧誘販売が17件で30.9%と、両者で全体の約7割を占めるということで、ほかの方の相談とは随分と毛色が違ってきている。判断不十分者御本人はなかなか直接相談できないことも想像できるが、そうすると55件、3.6%に対する暗数がどれだけあるかという問題や、非常に高額な、甚大なトラブルに巻き込まれているという問題が指摘できる。

これら「高齢化」や「脆弱な消費者保護」に関する直近の法改正は、昨年6月3日に施行された消費者契約法の

最近の消費者被害の特徴

≪「平成28年度 京都府における消費生活相談の概要について」より≫

「脆弱な消費者への被害集中」

- ・ 高齢者の相談のうち、判断不十分者からの相談（相談自体は家族や施設職員等から）は55件（3.6%）
- ・ 販売購入形態別で見ると「訪問販売」が21件（38.2%）と最も多く、続いて「電話勧誘販売」が17件（30.9%）と、両者で全体の約7割を占めている。

→暗数がどれだけあるかという問題、
不招請勧誘による甚大なトラブルに巻き込まれるという問題
→若年消費者・高齢消費者・障がいを抱えた消費者といった「脆弱な消費者」に被害が集中する傾向がある。

10

法改正 「高齢化」「脆弱な消費者保護」に関するもの

平成28年消費者契約法改正（平成29年6月3日施行）

- ・ 高齢者の判断能力の低下等につけ込んで、大量に商品を購入させる被害事案への対応策として、**過量な内容の契約の取消権**を新設

・ これにより店舗での過量販売の取消が可能となった

- ・ ただし、事業者が過量な内容の消費者契約にあたることを知っていたことが要件とされている

16

改正になる。高齢者の判断能力の低下などにつけ込んで大量に商品を購入させる被害事案への対応策として、「過量な内容の契約の取消権」が新設された。「過量契約取消権」である。訪問販売などを規制する特定商取引法では過量販売の契約の解除権というのが既に導入されているが、お店の場合には適用できなかった。今回の改正で消費者契約法にこれが取り込まれたことで、店舗での過量販売の取り消しも可能になったが、事業者が過量な内容の消費者契約に当たることを知っていたことが要件とされている。

さらに、「つけ込み型勧誘」の規制の法の不備というところでは、さらなる消費者契約法の改正が現在検討されている。合理的な判断ができない状況を事業者が作出する勧誘、消費者が判断できない状況を事業者側でつくる場合がこれにあたる。

弁護士会としては、この「つけ込み型勧誘の取消権」については、何度も意見を表明し、直近は8月17日に会長声明を出している。判断能力が低下している状態で合理的な判断をすることができない事情につけ込んで契約を締結させる類型については対応がなされていないので不十分だという意見を出している。

大阪府議会では、昨年12月、「高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書」というのを出しておられる。「つけ込み型勧誘の類型について消費者に取消権を付与することについて早急に検討し成案を得ること」という形で、踏み込んだ意見を議会として出しておられ、地方議会として全国初の状況であると認識している。

京都府議会に期待させていただくのは、府の消費生

京都弁護士会の取組

- ・ 数度にわたる意見表明
- ・ 直近のものは、2017年8月17日付「消費者契約法専門調査会報告書に関する会長声明」

合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型という論点については、いずれも事業者の一定の行為があることを要件としており、当会意見書で提案した**判断能力が低下している状態で合理的な判断をすることができない事情につけ込んで契約を締結させる類型**については対応がなされておらず、極めて不十分であると言わざるを得ない。

19

地方議会の取組

大阪府議会
平成29年12月20日「**高齢者・若年成人等の消費者被害を防止・救済する実効的な消費者契約法改正を求める意見書**」

合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる「つけ込み型勧誘」の類型について、特に高齢者・若年成人・障がい者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し、過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合に消費者に取消権を付与することについて、早急に検討し成案を得ること。

地方議会として全国初

20

京都府議会に期待する取組

- ・ 京都府消費生活安全条例15条で不当な取引行為を禁止
- ・ 同施行規則2条別表1(23)で、年齢その他の要因による消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為を指定
- ・ 不当な取引行為事例集(23)で、**年齢その他の要因による消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為を例示**

工事の内容等が理解できない認知症の高齢者に対し、過剰な床下換気の工事や耐震補強工事の契約を勧める。療育手帳を交付されている若者を勧誘して、高額なオーダースーツ等を契約させる。

→是非、意見書を

21

活安全条例には不当な取引行為が禁止されていて、その中に施行規則の別表の事例集で、「年齢その他の要因による消費者の取引に関する知識、経験または判断力の不足に乗じて契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為」というふうに、つまりこれらが不当な取引行為として、つけ込み型勧誘を禁止する条例を既に設けている。府議会としても、大阪府議会同様にぜひ意見書を出していただければというふうに考えている。

さらに「高齢化」、「脆弱な消費者保護」に関するものの法改正として、平成28年の特定商取引法改正もあった。平成29年12月1日に施行されているが、大きな改正ポイントだったのは、訪問販売や電話勧誘販売における規制対象を拡大して、権利をかたる詐欺をクーリングオフができる対象になったことである。未公開株を販売する詐欺であるとか社債を販売する詐欺などが、特定商取引法でクーリングオフの対象になるということが明確化された。それから、訪問販売では過量販売の解除の制度が既にあったが、これを電話勧誘販売にも拡大して、電話勧誘販売でやった過量販売も解除できるというふうになった。

◆「訪問販売・電話勧誘販売における事前拒否者への勧誘禁止制度」

特定商取引法では、訪問販売や電話勧誘販売につき、「契約を締結しない旨の意思」を表示した人に対して勧誘をしてはならないということで、いわゆる再勧誘禁止を規定している。この特商法の改正作業で、事前に拒否の意思を表示している人に対しては勧誘を禁止する制度を導入すべきという議論が提起されたが、その導入が見送られた。

訪問販売お断りのステッカーを戸口に貼るなどして事前拒否の態度を表明していても、法律上は勧誘が禁止されてい

法改正 「高齢化」「脆弱な消費者保護」に関するもの

平成28年特定商取引法改正（平成29年12月1日施行）

- ・訪問販売，電話勧誘販売における規制対象の拡大(指定権利制の見直し) →権利をかたる詐欺をクーリングオフ対象に
- ・電話勧誘販売における過量販売解除権の導入
- ・最も激しい議論がなされた「訪問販売・電話勧誘販売における事前拒否者への勧誘禁止制度」は導入見送り

22

法の不備 事前拒否者への勧誘禁止制度

- ・特商法は，訪問販売・電話勧誘販売につき，「契約を締結しない旨の意思」を表示した者に対して勧誘をしてはならないとの再勧誘禁止を規定している
- ・改正作業において，上記規定では訪問販売・電話勧誘販売被害に対する対策として十分でないとの問題意識から，事前に拒否の意思を表示している者に対しては勧誘を禁止する制度を導入すべきとの議論が提起されたが，その導入は見送られた

23

京都弁護士会の取組

- ・訪問取引お断りステッカーとリーフレットを2万枚作成
- ・現在までに1万数千枚を配布
- ・東山区新道学区と連携した全戸配布など



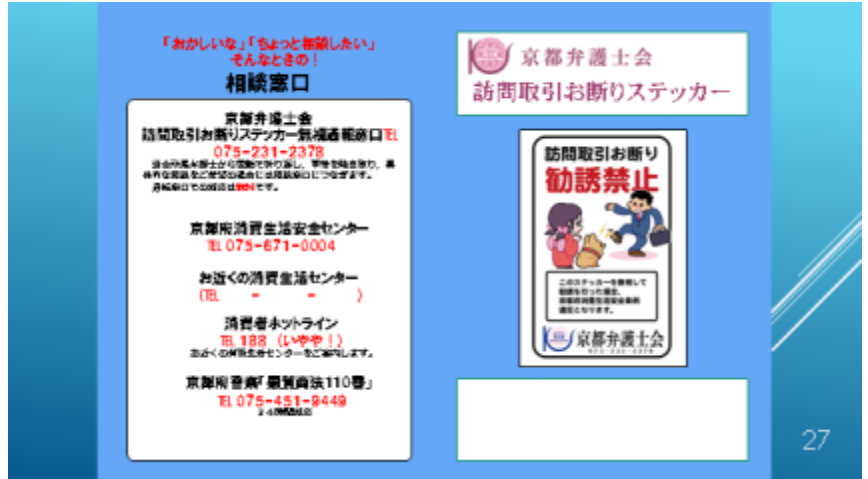
26

ない。これについても地方議会に先進的な取り組みがあり、大阪府議会では、平成27年10月に、「消費者が望まぬ勧誘を事前に拒否できる制度の特定商取引法への導入を求める意見書」という形で、意見書を出されている。調べた限りだが、兵庫県、堺市、福岡県、福岡市、大分県、大分市、生駒市などでも採択されている。

この点に関して、京都弁護士会では、訪問取引お断りステッカーを2万枚作成し、現在までに一万数千枚を、リーフレットもあわせて配布している。

この事前拒否者への勧誘の禁止制度に関して、府でもステッカーをつくっている。府内自治体の中ではこれをそのまま利用されていたり、独自のステッカーをつくった

りしているところもある。府の条例の施行規則の別表で、「消費者が勧誘を拒絶する旨の意思を示しているにもかかわらず、なおも契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為」というのを不当な取引行為に指定し、事例集でははっきりと、「訪問販売お断り」と門扉に掲示し、



また「いりません」と断っているにもかかわらず訪問販売の業者が訪ねてくるということを示している。これは全国的に見て先進的なほうと評価できるところである。この事例集にとどまらず、「ステッカーの効力」を大きく条例に定めてみてはどうかと思っている。そのことが、消費者が安心・安全に暮らせる府づくりの一つになるだろうと思う。

それから、そのほかの取り組みとして、迷惑電話防止装置の普及運動がある。例えばこういうTOBILA(トビラ) PHONE(フォン)と呼ばれる機械で、一回電話がかかってきて、何か怪しい電話やったりか勧誘やったりというときは、電話を切つてすぐこの拒否のボタンを押すと、二度とその番号からの電話には呼び出し音が鳴らないというもの。費用がかかる点で普及が少し難しいというふうに聞いている。

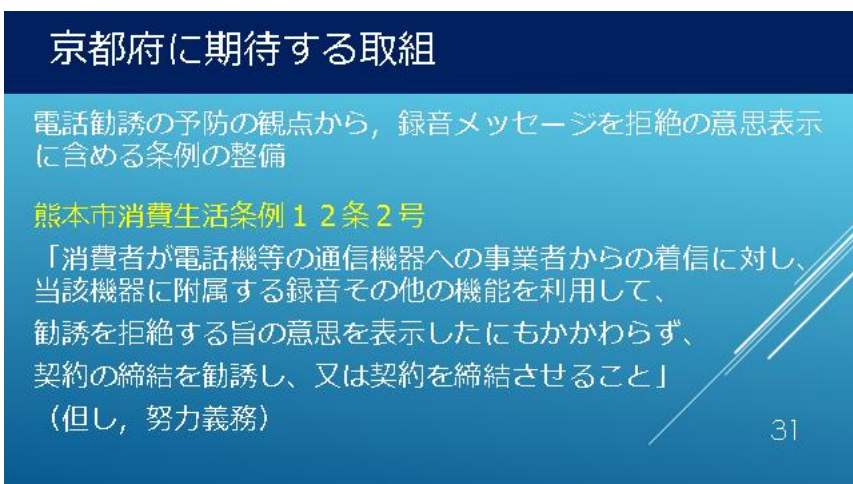
それから、「新117(いいな)」という形で、電話が鳴ったら、必ずその電話に出る前に応答メッセージ、「この電話は録音しております」というメッセージを流すという機械もある。こちらはランニングコストが電気代だけなので、最初に設置さえしてしまえば、その後は継続的に使ってもらえるような傾向があるというふうに聞いている。

京都府に期待する取組

- ・京都府消費生活安全条例15条で不当な取引行為を禁止
- ・同施行規則2条別表1(19)で、消費者が勧誘を拒絶する旨の意思を示しているにもかかわらず、なおも契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為を指定
- ・不当な取引行為事例集(19)で、「訪問販売お断り」と門扉に掲示し、また「いりません。」と断っているにもかかわらず、訪問販売の業者が訪ねてくることを例示

全国的に見て先進的な方は評価できるが、ステッカーの効力を条例の文言に明記する途は残っている。
→消費者が安心・安全に暮らせる京都府づくりへ。

電話勧誘の予防の観点からすると、録音メッセージを拒絶の意思表示に含める条例の整備というのもできると考える。例えば熊本市の条例では、「消費者が電話機などの通信機器への事業者からの着信に対し、当該機器に附属する録音その他の機能を利用して勧誘を拒絶する旨の意思を表示したにもかかわらず契約の締結を勧誘し、または契約を締結させること」ということで、機械でもいいので、「勧誘は拒絶しますよ」という意思を表示した場合、さらに勧誘することを禁止すると。ただし、これは努力義務にとどまっている条文のようだが、このような形で条例を整備することは今後の方向性として、高齢者や脆弱な消費者の保護のためにあり得るだろうと考えている。



(2) 重要課題調査のための委員会

③精神障害者支援について

(平成30年4月17日(火)開催)

■開催概要

障害者に関する施策は、平成15年4月にノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度の施行によって、従来の措置制度から大きく転換した。しかし、この支援費制度には精神障害者は対象外であるなどの問題点が指摘され、平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」によって、ようやく精神障害者も地域生活への移行や就労支援といったサービスの対象となり、さまざまな支援を受けられるようになった。

現在、日本には約392万人の精神障害者の方がおられ、このうち65歳以上は約37%となるなど、障害者を支える家族の高齢化や介護も更なる課題となってきた。

今回の委員会では、精神障害者支援に長年携わってこられた方から精神障害者を取り巻く現状と支援等の状況などについて話を伺い、議論を行った。

■参考人

京都精神保健福祉推進家族会連合会

会長 野地 芳雄氏

理事 森 久子氏



■出席理事者

健康福祉部副部長（福祉担当）、障害者支援課 精神・社会参加担当課長、
医療課 地域医療・病院事業担当課長

【野地参考人の説明概要】

(本文中の図表は参考人作成資料より引用)

◆精神障害者の支援について

平成24年府庁に入り、行政の仕事とともに精神保健福祉の仕事にずっと携わってきた。

今回、常任委員会に招致いただいたことに大変感謝している。

また、精神障害者支援の関係で府が職員をイギリスへ派遣されたこと、そしてイギリスで学んでこられた家族ケアの問題に関して予算化されたこと、非常に感謝している。

取り組みを進めるにあたって鍵となるのは、「地域の中で生活している精神障害者（以下「当事者」）の家族（ケアラー）に対してどのような支援ができるのか？」ということだが、イギリスのケアラー法ではケアをしている家族も丸ごと支援していくことが基本になっており、これは基礎的な要件として取り入れることが大事である。

◆精神保健福祉のあゆみ

明治33年（1900年）に「精神病患者監護法」が公布交付され、精神病患者を外に出してはならないといけないという、日本独特の法律ができた。この法律は戦後、ようやく廃止され、アメリカから制度が導入されて、大きな転換を迎えることになった。

平成5年には、初めて障害者基本法の中に精神障害者という言葉が明記され、知的、身体、精神の3障害がこの基本法の中に入り、さまざまな施策が取り込まれるようになった。

こうした制度がない時代にはどうだったかというと、実は京都から支援の取り組みは始まっている。昭和45年、全国で初めて京都に精神障害者の共同作業所ができた。

精神障害者の支援について

～地域の人々と共に生きる保健福祉社会を願って～

■全国で初めての京都府保健所職員のイギリスバーミンガム地域精神保健医療の視察

- ・本人、家族丸ごと支援のさきがけに
- ・3ヶ所で報告講演会、苦しむ当事者、家族に希望わく

■精神保健福祉の歩み

▼近代（明治）

- ・精神病患者を自宅で監置する「私宅監置」公布、1900年（明治33年）の「精神病患者監護法」であった。
- ・江戸時代には、乱心者（精神病患者）に対する三つの処遇形態があったといわれる。
「入牢」「檻入」「溜預」

■精神保健福祉の歩み

▼昭和20年から現在までの精神保健制度の流れ

- ・精神衛生法（昭和25年）
- ・精神保健法（昭和62年）
- ・精神保健福祉法（平成7年）
- ・障害者基本法（平成5年）
- ・障害者自立支援法（平成17年）

◆障害者自立支援法のもとで

平成17年にできたこの法のもとで、就労支援が積極的に行われてきている。また、京都独自の措置として、1割負担となった医療費が、一定以下の所得の人に対しては補助が出されることになった。これは素晴らしいことである。

◆精神障害者の現状と課題

さまざまな制度の改正の中で、精神科医療は発展してきた。事業所やデイケアなども行政支援のもとで展開され、多くの当事者が社会参加できるようになった。このことに関しては非常に感謝している。しかしながら、まだまだ医療は医療、福祉は福祉といったそれぞれ個別での展開となっていて、支援に限界があり、当事者に対してワンストップで対応できる組織にはなっていない。ネットワーク、連携が大切だという提言をこれまでからしている。

国からは地域包括ケアなどの新しい方針がでてきているが、どのように連携システムを構築していくのか、その理想図はあるけれども、それを現実のものにしないと絵にかいた餅におわってしまう。これは行政だけの課題ではない。

◆イギリスバーミンガムが教えているもの

イギリスの当事者支援の仕組みは素晴らしいものがあると聞いている。医師と看護師8～9名がアウトリーチチームをつくって、当事者、家族を支援している。こうした事業の成果として、病状再発の低下、入院率の低下が現れてきている。日本の病院も地域にでていって、当事者、家族を支援するようになってほしい。

◆増え続ける精神疾患と本人の不安

実際に家にこもっている当事者がいる場合、家族は、24時間365日介護をすることになり、それが続くと家族も精神的に参る。こうした苦しい状況を、近所の人にも相談できない、話せないような社会的障壁がまだまだある。この間、大阪や兵庫で当事者を隔離していた事件があったが、家族だけが悪いと思えるか？責めることができるか？

支援をうけていない当事者とその家

■障害者自立支援法の下での施策

- ・就労支援の動きのなかで（別紙参照）
- ・平成30年4月から制度化（企業の雇用義務化）
- ・障害者雇用の企業向け人権啓発の研修
- ・精神科医療（1割負担）の京都方式の独自措置（平成18年）

■増え続ける精神疾患と本人の不安

- ・323万人の精神疾患が400万人に、その中で親亡き後を心配する親
- ・24時間わが子の介護（眠れない・食事をしたか、薬を飲んでいるか、自死など）
- ・障害者本人は年老いた親を心配し、一人の生活になる不安を感じている

族の苦悩やストレスは大変な状況であり、時として悲劇が起こることがある。

◆閉じこもる精神障害者の理解のために

閉じこもる当事者には合理的な理由がある。自分を襲うような恐怖や差別の目、偏見の目を感じ、「自分を守る」ために家に閉じこもる必要があると判断し、引きこもる。しかし、心の中には不安と、周りの変化についていけない焦りがある。家族会としては、家族が当事者の状況をより理解できるようにフォローしている。

孤立している当事者には優しい声かけが必要だし、当事者自身ももっと交流すべきだと思う。「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」の理念にもあるように社会の人が障害者に優しい言葉をかけ、優しいところを持って欲しいと思っている。

◆前向きに変化する当事者、家族

当事者も家族もたくさんの支援を受けているが、支援を受けるだけなのか？これを提起したい。

イギリスやフィンランドでは当事者も家族も地域の力と見なして、精神保健福祉を一緒に推進する協働者となっている。

日本ではまだ当事者も家族もチームの一員とはなっていない。このイギリスやフィンランドの方式を京都に取り入れようとしている姿勢は高く評価している。また、家族会の活動も変化してきている。

はじめは、「自分の子どものために」という目的からはじまったが、「私たち家族のために」になり、「会員へ、そして会員でない、支援を受けていない家族のために」と、一人でも多くの当事者やその家族に支援が届くように頑張っている。

■ 施策を受けていない精神障害者と家族

- ・医療、保健、福祉にかかれていない精神障害者の実情
- ・外に出られない子どもを抱えている家族の苦悩
～老人介護の家族は、苦しみを語れるが、精神の子どもを抱える家族は、誰にも話せない～
- ・ストレスでたまり親が精神疾患を患う
- ・支援なき状態が長期化することで悲劇が！

■ 閉じこもる精神障害者の理解のために

- ・閉じこもる人には合理的理由がある
- ・心の中にある不安と焦り、自分の価値を見失う危機感
- ・孤立する障害者には、優しい声かけが薬
- ・こころがつながるとき、閉た心を開いてくれる「ありがとうございます」と言ってバスをおりる人は？

■ 前向きに変化する当事者、家族

- ・農福提携で農業、イチゴジャム作り、零細企業に貢献する精神障害者
- ・学福提携で、大学にアプローチする当事者、家族
- ・家族研究で、家族の困難を啓発する京家連
- ・専門職・家族による家族相談で効果挙げる取り組み
- ・家族のための講演会と地域啓発に努める京家連

また、農福連携でイチゴジャム作りなどにも励んでいる。当事者もやる気をもって頑張っている。さまざまなところと連携することは想像以上の効果があると思う。

◆精神保健のよりよい推進のために

今後の課題だが、医療は医療、福祉は福祉という縦割りは乗り越えて行って欲しいと思っている。日本料理はなぜ発展したのか？日本料理は世界の料理とそれぞれ相互交流の中で高まってきたからだと思う。ぜひとも議員からもそういう指摘をしていただいて医療・福祉の相互交流をお願いしてほしい。

例えば行政では人事異動が3年で、新しく来た担当者はこうした精神保健の現状はなかなかわからないだろう。そういうわからない人を「けしからん」というだけではだめだ。担当者に理解者・協力者となってもらうために、私たち家族会が対応していくことが大事ではないか。家族会は苦しい現状や困難について伝え、ともに提言し、問題を解決するシステムを作ることが大事だと思っている。同時に当事者を中心に丸ごと支援を充実し、当事者の再発率や自殺率、入院率の低下を実現することを目標としている。それだけでなく、病院の存続や高度の医療は大切であるし、府立の洛南病院もまだまだ不十分な課題があるが、公立病院の中でまれないい病院であると思っている。

最後に、この委員会で発言の機会をいただいたこと、府がイギリスへ精神保健福祉の関係で職員を派遣されたことを全国に広げ、京都の誇りにしたい。府が全国の先駆けとなって、地域医療と福祉の連携を構築して行って欲しい。これも、府議会議員のお力をかりないとできない。海外視察の際にはイギリスやフィンランドで、精神保健福祉支援の現状をぜひみていただきたいと思っている。

【森参考人の説明概要】

自分自身のこと、また、相談員として多少の経験したことをお話させていただきたい。

私は44歳の統合失調症の娘と2人暮らしをしている。20年前頃に娘が病気を発症した。最初は「少し変だ」ということで娘は医療機関を受診したが、自分自身は生活を支えるために必死に仕事を続け、外では娘の病気のことはいわないということが続いていた。平成14年に精神分裂病から統合失調症という病名となったが、この病気のことにはほぼ知らなかったし、家族会を知って入会するまで娘の発病から約7年かかった。娘の病状は、まもなく良くなるものだと思っていたが、そうはなかなかいかず、統合

■精神保健のよりよい推進のために

- ・要求対置でなく、提言・対話の方式で協働あるべき当事者支援、家族支援の実現を目指したい
- ・本人を中心に家族丸ごと支援の効果—再発の低下、入院の減少、自殺率の低下などの成果を期待～

失調症の中に早発性痴呆という言葉を見た時はショックであった。しかし、同じ病気であるナッシュさんという方がノーベル経済学賞をもらったという映画をみて、いろいろな生き方ができることを知り、とてもうれしかったことを覚えている。

そうしているうちに、家族会につながり、家族会に入り、70代になって仕事をやめてから役員として活動してきている。自分が娘の第一支援者だと思っている時は本当にしんどかった。娘も、病気のことをしゃべるのは、主治医と母親だけだと思っており、そのような状況が続いていたが、娘と相談しながら、娘の病気のことを外で話す機会がだんだんふえ、そうしているうちに家族会の役員となり、娘も多少なりとも自分なりの生き方ができるようになった。娘は「自分は何もできない人間、だめな人間だ」という思いがあって、働いた経験があるだけにやりきれない気持ちになって、どうして自分ができないのか悩んでいた。そして自分も娘の第一支援者であるという思いが強かったが、いくら一生懸命頑張っても、当人は当人であって、当人は親から距離をおいたところで動けるようにしておいたほうがいいということに気付いた。自分の中にも偏見があることを気づき、役員をやることでいろいろ深く広く学べるようになり、ようやく発病してから20年を経て、娘とともに生きることが決して不幸ではないと思えるようになった。

家族相談員としては電話相談が主であるが、面談することもあり、面談時に、自分の家族の状況を伝えると、相手がほっとすることを見いだせるようになった。お互いの信頼関係はお互いの自己開示からしなければならない、それぞれが開示してようやく信頼関係が生まれると感じている。相談を受けていても絶対口外しないで欲しい、名前も言えないという人もいて、つながりができないこともある。そういう相談員としての経験をしながら、自分も成長していると感じている。

施策につながっていない人への対処はできていない。危機介入もできていない、家族会の手には及ばないところがある。そこのところはやはり公の支援をお願いしたいと思っている。

(3) 管内外調査

①管外調査 (平成29年7月11日(火)～12日(水))

- 原子力防災センター (静岡県牧之原市)
静岡県の原子力防災について
- NPO法人りすシステム (東京都千代田区)
終活について
 - ①終活支援の取り組みについて
- 産経新聞出版 (東京都千代田区)
終活について
 - ②終活の動向について～「終活読本ソナエ」の出版を通じて～
- カルビー株式会社 (東京都千代田区)
女性が輝く先進企業の取り組みについて

②管外調査 (平成29年11月6日(月)～8日(水))

- 社会福祉法人聖家族の家 (大阪府大阪市)
児童心理治療施設の運営について
- 東松島市議会 (宮城県東松島市)
東日本大震災からの復興のまちづくり及び防災システムについて
- 公立大学法人福島県立医科大学 (福島県福島市)
ふくしま子ども・女性医療支援センターの概要について
- 南相馬市議会 (福島県南相馬市)
東日本大震災からの復興状況及び原子力災害対策について
- 社会福祉法人こころん (福島県西白河郡泉崎村)
農福連携の取り組みについて

③管内調査 (平成29年11月21日(火)～22日(水))

- るんびに学園綾部こどもの里 (綾部市)
施設の概要及び運営方法について
- リフレかやの里 (与謝郡与謝野町)
農福連携の取り組みについて
- 宮津総合実習センター (宮津市)
介護福祉人材の育成について
- 福知山市消防本部 (福知山市)
わがまちの消防団強化・応援事業について

① 管外調査

(平成29年7月11日(火)～7月12日(水))

1 原子力防災センター(静岡県牧之原市)

◆静岡県の原子力防災について

原子力防災センターは、浜岡原子力発電所の災害時に防災機能が確実に発揮できるよう、環境放射線監視センターとオフサイトセンターを一体化した施設として、平成28年3月に静岡県牧之原市に開設された。

これまでから同様のセンターがあったが、原子力発電所から2キロ圏内にあり、国の要件である5～30キロ圏内に立地することに抵触していたため、新たに、鉄筋コンクリートで地上3階建、免震構造、空気浄化フィルター、除染設備等を備えた施設として県が整備。建設費は約25億円(全額国庫)で、平成28年12月から本格的な運用が開始された。こうした原子力災害時に対応できる施設は全国で22カ所あり、それぞれ国の原子力防災専門官が駐在している。

浜岡原子力発電所は、昭和42年に中部電力が浜岡町(現御前崎市)を候補地に決定し、5号機まで建設されていたが、平成23年の東日本大震災を機に全て停止し、現在は発電所周辺において地震津波対策のための工事が進められている状況である。

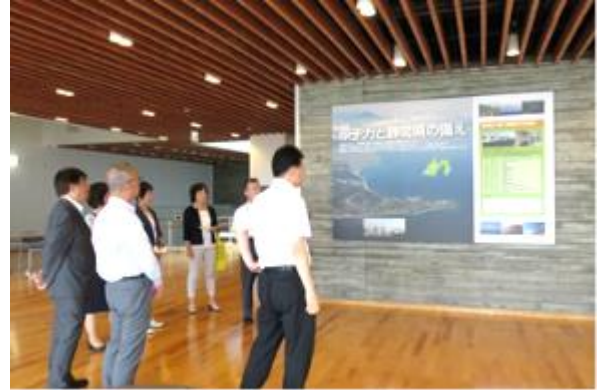
県では、1. 発電所周辺地域の安全確保、2. 原子力防災、3. 発電所立地に係る総合調整・地域振興の3項目を中心に原子力に関する施策に取り組んでいる。発電所周辺地域への安全確保としては、「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定」に基づき環境放射線監視業務、環境放射線調査研究などを、また、原子力防災としては、防災計画の策定、防災資機材の整備、防災研究・訓練などを行っている。

オフサイトセンターは、原子力発電所で事故が発生し、環境への影響が考えられる場合に、国、県、関係市町、中部電力、県警、自衛隊、海上保安部などの関係機関が一堂に会し、災害対策を実施する拠点となる。また、環境放射線監視センターは、原発周辺の空間放射線量を常時監視するほか、農畜産物、海産物、土、水などを摂取し、放射能を測定するなどの役割を担っている。

県ではこのセンターを活用し、避難計画に基づいた実質的な防災訓練を充実させ、非常時には県民に対して迅速な災害対応ができるよう、体制をさらに整えて行かれるとのことであった。

【主な質疑】

- ・同センターの多目的使用(原子力災害以外)について
- ・防災・原子力学術会議のメンバー、機能について
- ・浜岡原子力発電所の運転停止理由・課題について
- ・原子力発電所停止期間の核燃料税について
- ・ヨウ素剤の配付状況 など



概要説明を聴取した後、同センターを視察

2 NPO法人りすシステム（東京都千代田区）

◆終活について

①終活支援の取組について

同法人は、会員の老後や死後に対する自己の決定を尊重し、実現するため、公正証書契約を締結することによって、家族の代わりとして老後や死後の事務を実施している。近年、家族・親族の関わり合いが薄れ、老齢期になって賃貸住宅を借りる、病院に入院する、老人ホーム等の施設に入居する際に求められる身元引き受け保証人がいない人や、死後の事務や火葬、納骨について依頼できる親族がないという悩みを抱える人が急増しており、当法人は早くからその社会的ニーズを察知し、平成5年からこうした事業に取り組んでいる。

また、高齢者の方々の預託金を扱うことから公正を期すために実働機能と資金管理機能は分離すべきとの考え方により、平成12年、NPO法人日本生前契約等決済機構を立ち上げた。こうして、生前に家族の役割を引き受ける「りすシステム」、死後の支払いを引き受ける「決済機構」に分かれて業務を実施されており、調査時点において、累計契約者数は4,600名を超え、実際に生前の委任に基づいて死後契約を履行した件数は約520件となるなど、「終活」の支援に着実に取り組んでおられる。

具体的な事例としては、病気の方の24時間体制のサポートや、医療行為の意思表示の代理、認知症が進んだ時のための正式な任意後見人としての事務の代行、また家族がない、頼れない方の死後の事務の代行などがある。

こうした終活の支援についてはこれまで行政との連携がないとのこと。平成29年1月には内閣府消費者委員会が厚生労働大臣等に対し、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」が行われるなど、行政においても動きが出てきている。当法人としても必要に応じて、終活に関する支援や指導監督が適切に行われることが望ましいとのご意見をお持ちであった。

【主な質疑】

- ・京都での事例の有無について

- ・法人の職員人数(全国)について
- ・法人の経理状況について
- ・個人が取組を知るきっかけ、方法について
- ・取組内容に対する負のイメージの有無について
- ・相談者の年齢層について など



概要説明を聴取

3 産経新聞出版(東京都千代田区)

◆終活について

②終活の動向について～「終活読本ソナエ」の出版を通じて～

産経新聞出版では、人生の最後をよりよく迎えるための「終活」をテーマにした季刊誌「終活読本ソナエ」を、2013年、業界ではじめて創刊し、さまざまな終活情報を提供している。その内容には、相続や葬儀、供養、墓地選びといった一般的話題のほか、看取りや健康法などといった話題を掲載し、また、同社系列の産経デジタルでは、雑誌のコンセプトをもとに、「終活WEBソナエ」を開設。ハッピーエンディングを迎えるための情報と、シニア世代の生き生きとした生活実現に役立つ「生前から死後まで」の情報を掲載している。今回の調査では出版を通じて感じられた「終活」の動向について話を伺った。

ソナエは発行部数6万部だが、圧倒的に都市部での売れ行きが良く、中心的な読者層は女性で、70代から80代、また親の世代の終活を考える40代、50代となっている。

「終活」は、2012年には「ユーキャン新語・流行語TOP10」に入賞するなど、多くの方が注目する言葉となり、ブームとなった。しかし、今現在でも、この「終活」という領域には、手つかずなところも多く、流通や鉄道、ITなどのあらゆる業界が新規参入しようとしている状況があるとのことであった。



編集部として、「終活」とは「絆の再生」であると考えておられ、一人暮らしが増えたり、家族に世話になりたくないという風潮があったりする中でも終活においては誰かと関わらなくてはならない。それはNPOであったり、企業であったり、自治体であったりするが、こうして生まれるさまざまな新しい絆が提案される時代が来ようとしているし、これを後押ししていく雑誌として、今後もこの分野に関わっていかれるとのことであった。

【主な質疑】

- ・メディアで「死」を扱うことへの反応について
- ・「終活」に関する行政からの情報発信等について
- ・雑誌「ソナエ」の今後の展開について
- ・「終活」の海外事情について など



概要説明を聴取

4 カルビー株式会社（東京都千代田区）

◆女性が輝く先進企業の取組について

同社は「平成 28 年女性が輝く先進企業表彰」（※）の内閣総理大臣表彰を受賞され、女性が活躍する企業の取組が進んでいる会社として認知されている。

カルビーは 1949 年、広島で創業され、「顧客・取引先から、次に従業員とその家族から、そしてコミュニティから、最後に株主から尊敬され、賞賛され、そして愛される会社になる」ことをビジョンとして掲げておられる。同社は、2009 年に上場し、これまでの同族経営から経営体制が大きく変わり、これを機にダイバーシティ推進の取組が始まった。これまでからアットホームな社風ではあったそうだが、女性の管理職比率が 5% と少なく、これを聞いた会長が「女性の活躍なくして、カルビーの成長はない」と、みずからダイバーシティ推進を宣言された。

ダイバーシティを推進するための取組としては、フォーラムの開催やメンター制度の創設などがあげられるが、一番重要なポイントは①トップの強いメッセージ、②中間管理職の理解、とのことであった。さまざまな企業が同社に視察・調査に来られるとのことだが、トップの意欲が成否の 9 割を占めるのではないかと実感されているとのことである。また、壁となる中間管理職の理解も非常に重要であり、トップの本気度を中間管

理職へ伝えていくことも大切だと感じておられるとのことであった。

カルビーではフレックスタイム制やモバイルワーク、女性の短時間勤務制度などさまざまな制度が整い、2020年には女性管理職比率30%を目指しておられる。こうした取り組みの結果として、「JAPAN WOMEN AWARD2016」において、総合ランキング1位に、また、男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰、女性の活躍に優れた企業を経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する「なでしこ銘柄」への認定、「女性活躍推進法」の優良企業として、最も基準が厳しい最高位の3段階目に認定されるなど、さまざまな賞を受賞されている。女性管理職の増加とともに同社の売上高も右肩上がりとなり、2015年4～9月の営業利益は128億円と同期として過去最高になるなど、はっきりとした相関関係は示されていませんが、会社の成果は確実に上がっており、さらなる会社の飛躍のため、こうした取組さらに進められていくとのことであった。

※内閣府において女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰するもの。

【主な質疑】

- ・社員数と女性の割合について
- ・モバイルワークの仕事内容について
- ・新商品開発の度合い、定番商品について
- ・持ち帰り残業、メンタルでの休職の割合について
- ・メンター制度の仕組みについて
- ・育児休業、介護休業の取得率について
- ・キャリアアップ研修について
- ・社内結婚・婚活事情について
- ・本社と工場間、正社員と非正規社員間での意識の温度差について
- ・会社の収益と改革の関係性について
- ・男性に対する意識改革・ケアについて など



概要説明を聴取した後、オフィスを視察

② 管外調査

(平成29年11月6日(月)～8日(水))

1 社会福祉法人 聖家族の家(大阪市西区)

◆児童心理治療施設の運営について

児童心理治療施設は児童福祉法に定められた施設で、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設で、全国に46施設(京都府内2施設)ある。

当該施設は、昭和37年、日本で3番目の「情緒障害児短期治療施設 大阪市立児童院」として開設された。こうした情緒障害児短期治療施設が必要となった背景には、戦後の復興期が終わり、児童福祉施設のニーズ(戦後復興対策、孤児対策等)に変化が生じ、貧困だけでは捉えられない児童の問題の出現などがあった。開設後、施設内には「大阪市立明治小学校分校」が開設され、施設内での学校教育が可能となり、平成25年からは指定管理者制度により、同法人が施設を運営している。平成29年には児童福祉法改正により、「情緒障害児短期治療施設」が「児童心理治療施設」に呼称が変更された。入所には児童相談所の判断が必要で、現在小学生が26名、中学生が1名入所し、10名が通所している。

施設では、心理治療、生活指導のほか、施設内にある明治小学校分校(特別支援学級)において国語と算数を中心とした一人一人にあった教育が行われ、子どもたちが少しでも早く家庭や地域で安定した生活が送れるよう取り組まれてる。また、家族との懇談や相談支援などにより子どもたちがスムーズに家庭復帰できるよう家族への支援も同時に実施されている。

平日は、起床から就寝までのスケジュールが一日の中で決められ、規則正しい生活を送り、週末は外出や親子の面会、帰宅などが可能となっている。平均的な入所期間は2～3年だが、症状や家庭の状況によっては長期入所になることもあり、また、症状が改善されても、家庭への帰宅がかなわない場合は他の施設へ入所することもある。

入所する子どもたちは心に傷を負っていることが少なくない。自分自身が悪くないこと、もっと自分を大切にすることを施設での生活を通して子どもたちに伝え、子どもたちが健やかに成長できるよう、これからも取り組まれていくとのことであった。

【主な質疑】

- ・入所児童の休日の過ごし方について
- ・施設への入所待機児童数について
- ・施設の職員体制、勤務期間について
- ・市からの措置費について
- ・受け入れ児童の年齢について
- ・小学校分校の教員数について
- ・親への支援について
- ・治療後(退所後)の状況について など



概要説明を聴取した後、同施設を視察

2 東松島市議会（宮城県東松島市）

◆東日本大震災からの復興のまちづくり及び防災システムについて

現地施設（防災備蓄倉庫、野蒜地区等）

東松島市では東日本大震災において震度6強の大きな揺れと10メートルを超える高さの津波に襲われた。1,109名の方が亡くなられ、いまだ行方不明の方が24名となっている（平成29年11月現在）。津波により、市域全体の約36%が浸水し、住宅は市内の約15,000世帯のうち、11,000世帯（約73%）の家屋が全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた。公共公益施設の被害額は約669億円、避難者は最大で15,000人、それぞれ106箇所の避難所で避難生活を送ることを強いられ、順次、仮設住宅等への入居が進められた。平成23年8月末には避難所が閉鎖されたが、震災前に比較すると同市の人口は約3,000人減少し、今も仮設住宅で生活されている方もいる。



同市では、「東松島市復興まちづくり計画」（平成23年12月）に基づき、復興を進めており、被災したまち、家屋の復興として集団移転団地を市内に7団地計画された。視察直前に最後まで残っていた野蒜地区の団地が完成し、宅地の引き渡しがすべて終了。また災害公営住宅についても整備計画個数1,122戸のうち平成29年11月の入居率は97%、平成30年度末までにはすべての入居が可能になる予定であり、ハードの整備は完了しつつある。新しい団地では、新しいコミュニティが始動し、まちづくりが進みつつあるが、団地によっては高い高齢化率となっているところもあり、継続的なサポートが必要となるなど、新しい課題も出てきている。

また、視察した防災備蓄倉庫は東松島市防災備蓄計画に基づき平成26年2月に完成、供用開始された。震災時には3日間程度支援物資が届かなかった経験から、全市民の3日間分の食料、飲料水などの備蓄を備えている。今年発生した熊本地震の被災地へ備蓄品を送付するなど、災害時以外の有効的な活用も進めておられる。

同市は東日本大震災の前の平成15年、「宮城北部連続地震（震度5強）」を経験し、その教訓から「地域自主防災組織の強化」を図ってこられ、災害時には自助を基本としつつ、共助を重要視する視点に変更してきた。新しく整備された団地等においても地域のコミュニティづくりを強化するなど、共助の視点にたったまちづくりを今後も進めていかれるとのことであった。



防災備蓄倉庫を視察



震災遺構（旧野蒜駅）を視察

3 公立大学法人福島県立医科大学（福島県福島市）

◆ふくしま子ども・女性医療支援センターの概要について

同センターは、福島県での周産期医療の厳しい状況に対応するため、「県に住む女性が安心して子どもを産み、育み、そして健康な一生を過ごすための医療支援を行う」ことを目的に、平成28年4月に県立医科大学に設立された全国的にもユニークな施設である。

同センターが開設した背景には、福島県の現役医師数が人口比で全国43位、そのうち、小児科・産婦人科・麻酔科についてはいずれの診療科も人口10万人対医師数が全国平均を下回り、医師が全体的に不足している状況があり、県では平成23年に福島県地域医療支援センターを設立し、医師確保対策に取り組んできた。

そうした取り組みの一環として、県は同大学に「周産期医療支援センター」の設置を計画し、未熟児診療や専門医の育成、医師の県内への定着を目指すこととした。設立に向け準備する中で、周産期医療を中心に、妊娠前の段階から妊娠、出産、子どもの成長まで、女性の生涯にわたる健康を一貫して支えたいとの理念から「ふくしま子ども・女性医療支援センター」として設立することになった。名称と役割を変更した理由には、すでに同大学には周産期医学のリーダーとなる教授がおられたこと、周産期の専門医を地域に招聘することは困難なこと、周産期専門医よりも分娩も取り扱える産婦人科医師の確保が急務であったこと、さらに高齢化社会の人口構成に見合った産婦人科医がこれからさらに必要になるとの考えがあった。

同センターでは、産婦人科医4名、小児科医4名が在籍し、小児発達障害対策・不妊治療、女性医学（女性の一生を通じた健康管理）、遺伝相談、学生・研修医勧誘、専門医教育、地域医療支援に取り組んでいる。

国レベルでも産婦人科医のなり手が減少していること、男性医師が減少し、女性医師が増加していること、2030年には分娩を行っている診療所から大量の男性医師の高齢による退所が見込まれていることから、女性医師の働く環境を整えることが非常に重要となってきた。

同センターでは、トップレベルの医師の招聘、同大学病院と地域医療機関の連携、小児科医、産婦人科医の人材育成、県内定着支援を中心に取り組み、さらに発達障害や生殖医学、遺伝相談などにおいて地域の拠点病院や診療所などさまざまな医療機関連携を強化していきたいとのことであった。

【主な質疑】

- ・患者の搬送手段、方法について
- ・医療機関の集約について
- ・県内での産後ケアの施設について
- ・女性医師の働き方、今後の課題について
- ・地域医療支援について
- ・原発事故の影響について
- ・センターの県民への浸透度について
- ・女性医学の領域について など



4 南相馬市議会（福島県南相馬市）

◆東日本大震災からの復興状況及び原子力災害対策について

南相馬市では、東日本大震災において震度6弱の大きな揺れと津波に襲われ、1,142名（直接死636名、震災関連死506名）の方が亡くなられた（平成29年11月現在）。住宅の被害は全世帯約24,000のうち、全壊、大規模半壊などの被害を受けた世帯は約5,300と大変多くの被害があった。

同市では地震と津波だけでなく、福島第一原子力発電所の事故により、震災の翌日から半径10キロ、20キロ圏内の住民に避難指示が出され、半径20キロ～30キロ圏内の住民は屋内退避が指示された。避難指示圏内では、市がバスを用意し市外に避難を誘導したほか、自主避難により群馬県や新潟県などに多くの市民が避難した。平成23年3月末頃の市内の人口は約1万人（当初約7万人）であったと想定されている。同年9月末には緊急時避難準備区域解除を受け、多くの市民が避難先から戻られた。翌年4月には警戒区域および計画的避難区域が避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰宅困難区域に見直しされ、平成28年7月には帰宅困難区域を除く避難指示区域が解除された。解除された後も市民の安全を守るために市内の各地には大気中の放射線量を把握するモニタリングポストが設置され、放射線量を常時監視している。測定結果によると多くの地点で1マイクロシーベルト/毎時を下回っているが、海側が低く、山側が高い傾向にある。

現在同市の人口は約51,000人で、約75%の人が戻って居住されている。ただその内訳をみると老年世代の戻りが多く、生産年齢や年少世代の戻りが少ないなど、いびつな構造となっており、特に専門職（建築、看護師、医療技術者等）の人材が不足するなど職業間でミスマッチが生じている。また震災前と比較して医療施設が55%減少するなど病

院や診療所の不足なども大きな課題となっている。

震災を経て災害発生に備えた原子力災害対策の見直しを始め、さまざまな対策を進められている。そのほかにも甚大な被害を受けた沿岸部の土地利用として、メガソーラーや工業団地、植物工場の立地などが計画され、こうした新しい動きも同時に進めながら復興に向けた取り組みをさらに進めていかれるとのことであった。

【主な質疑】

- ・原子力発電所からの情報の住民への伝達について など



バスの中から海岸復興工事を視察



消防防災センターを視察

5 社会福祉法人こころん（福島県西白川郡泉崎村）

◆農福連携の取り組みについて

農福連携とは、働く場としての農業と、働き手としての障害者がつながり、そこから地域コミュニティが生まれていくことを目指す取り組みである。京都府においても本年4月から「きょうと農福連携センター」が立ち上がり、「農福連携」×「共生社会」を目指し、マルシェや技術指導支援などを行うなど、農福連携の取り組みが進んでいる。

視察しました同法人は、農福連携に約10年前から取り組む先進的な団体で、2010年には農産物直売所を開設し、カフェも併設するなど事業を徐々に拡大している。

同法人が事業を実施されるきっかけとなったのは、障害を抱えた人たちが規則正しい生活が送れていない、社会参加が難しい、就労が難しく経済的な問題に直面しているな

どの状況が見られたことであった。そこで「食」を中心に、障害者の方が働きやすい環境を整備することとなり、もともとあった施設周辺の土地を借りながら農業に取り組むことになった。土に触れてものを作り出すということは体力作りや心の健康にもよく、働く障害者の方の生活習慣も安定し、また、周辺には高齢化等によって放棄された耕作地もあったことから、結果的に地域の課題に解決することにもつながった。

農福連携は障害者だけが対象の事業ではなく、まさに地域を巻き込んだ地域の人たちの参画が期待できる事業で、こうした取り組みは全国的に広がりつつある。

同法人がある泉崎村は、福島第一原発から約80キロの距離にあり、同原発の事故による放射能の影響は少ないといわれているが、食の安全に関する意識は高くなっており、同法人では、商品の差別化を図るために、こだわりのある「良いもの」だけを生産し、(例えばオーガニック食品など)、直売所では食の安全を見直す新鮮な食材を販売している。

今後も地域の人や事業所等と連携しながら新しい商品の開発などに取り組み、地域産業との連携をさらに農福連携事業を広めていきたいとのことであった。



概要説明を聴取した後、こころんファームを視察

③ 管内調査

(平成29年11月21日(火)～22日(水))

1 るんびに学園綾部こどもの里(綾部市)

◆施設の概要及び運営方法について

児童心理治療施設は、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設で、京都府内にはるんびに学園のほかに京都市内にもう1施設ある。

同園は、中高生の問題行動をなんとか解決したいという思いから、平成14年に法人認可を得て、翌年の6月に綾部市に開園された。定員は30名で、現在、小学生11名、中学生13名、高校生1名が入所しており、それぞれ児童相談所の判断のもと入所してきた京都府内や近隣府県出身の子どもたちである。

施設内には心理治療室や食堂がある本館棟、子どもの暮らす居住棟、また学校教育施設である綾部市立東綾小学校・東綾中学校の分教室(特別支援学級)があり、児童指導員やセラピストなど20数名がそれぞれ働いている。

同園では、個別またはグループによる心理的治療が行われ、気になる行動や症状の原因(不安、心の傷)を取り除けるよう取り組まれているほか、併せて家族の育児相談、教育相談も行い、退所後の家庭生活に備えている。そのほかにも開園以来、和太鼓活動に積極的に取り組み、地域の皆様の支援のもと各地のイベントに出席するほか、サッカーやお茶などの活動を通じて子どもたちが自信を得て、家庭や地域へ戻れるようさまざまな取り組みを実施している。

当委員会では大阪市内にある同様の施設(聖家族の家)をすでに視察しており、同園においては、都市部と違った環境にあるメリットやデメリット、近隣府県から入所している状況、家族との関係などについて質問があった。

施設では、開園20周年を迎えるにあたり、さまざまな支援を仰ぎながら施設の改修などを進めていきたいと考えられている。これからも入所している子どもたちが順調に回復できるよう、自立支援に取り組んでいかれたいとのことであった。

【主な質疑】

- ・学園への入所及び退所基準について
- ・施設への府の支援、関わりについて
- ・当該施設が山間に立地していることのメリット・デメリットについて
- ・施設の利用者数及び出身地域について
- ・退所後の生活支援について
- ・児童受け入れ等に関する府県間協議について など



概要説明を聴取した後、施設を視察

2 リフレかやの里（与謝野郡与謝野町）

◆農福連携の取組について

これまでから府内の地域に密着した福祉事業所において、障害のある方がその特性に応じて就労の場として農業に関わり、京野菜などの農作物や加工品、宇治茶を使ったお菓子などを地域で生産し、販売してきた実績があった。こうした農福連携事業は、障害の能力に応じた適正な働き方が可能になること、また、農業に携わる人材の減少にも対応できること、さらに障害のある方が地域に参加することで交流が生まれ相互理解が進むことなどの効果が期待されている。こうした状況を背景に、府では本年5月に「きょうと農福連携センター」を立ち上げ、京都市農福連携補助金の創設や技術指導を中心にさらなる農福連携の推進に向けて本格的な取り組みを始めた。全国的にも農福連携事業は広がりを見せており、都道府県が連携してこうした取り組みを地域に定着させるための「農福連携全国都道府県ネットワーク」が設立されている。（京都府は発起人）

視察した「リフレかやの里」は、与謝野町において農産物加工所、レストラン、浴場、宿泊施設が一体となった複合施設で、地域の農産物を活用し、障害のある方や地元の住民などがともに働ける場となっている。同施設は閉鎖されていた施設の再生を目指して平成23年に福祉と地域と行政が連動し、就労継続支援事業A・B型事業所として、利用者20名、職員6名で再スタートした。現在A型では14名の方がレストラン厨房、ホール、フロント、清掃、農業に従事しており、B型においては7名の方が農産加工（ジュース、ジャム、ドレッシング等）、パン・菓子の製造に取り組んでいる。

出席いただいた九条ネギの生産をされている農家の方によると、九条ネギの加工をリフレかやの里で行い、付加価値を付けて販売できるようになったことに本当に感謝されているとの感想なども聞かせていただき、着実に地元の農家さんと連携され、事業を進められていることが伺えた。

リフレかやの里での意見交換の後、「野田川共同作業所」を視察し、九条ネギの育苗の様子を見学した。九条ネギの苗が一つ一つ丁寧にハウスで栽培されており、援農活動を通じて地域の農家から大変感謝されているとの話も伺った。

町では、過疎や高齢・少子化、就労場所の不足、獣害、農業の後継者不足、地場産業の衰退といった課題を抱えているが、農福連携の取り組みはこうした地域の課題を解決する可能性があり、府と連携してさらに事業を進めていきたいとのことであった。

【主な質疑】

- ・九条ネギ栽培を選んだ理由について
- ・販路開拓について
- ・レストランで提供する食材の産地について
- ・ネギ栽培の技術支援について
- ・農福連携による町全体への効果（雇用等）について
- ・今後の方向性（規模拡大等）について など



概要説明を聴取した後、野田川作業所を視察

3 宮津総合実習センター（宮津市）

◆介護福祉人材の育成について

府と福知山市、舞鶴市、宮津市では、北部地域で不足している介護・福祉人材を確保するため、それぞれが人材養成校の設置や研修、実習の場の確保などの役割を担い、若年者にも魅力があり、現任職員の資質向上にもつながる全国初の京都式モデル「京都府北部福祉人材養成システム」に合意・協力して取り組んでいる。

視察した同実習センター「Ma・Roots」（マ・ルート）は、この取り組みの一環として、宮津市内における高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の現場で実践教育を可能とする「現場一体型人材養成拠点施設」として本年開設された。



同実習センターには、実習施設・福祉施設、特別養護老人ホーム、保育所、障害者・児施設（就労継続支援B型、生活保護、放課後等デイ）があり、高齢・障害・保育を総合的に学べる（実習）空間となっている。施設名称「Ma・Roots」（マ・ルート）には人と人を結びつける「ごちゃまぜ」の意味があり、多様な人々の心のふるさと（居場所）となるようにという思いが込められている。設置者である社会福祉法人みねやま福祉会では、まさに多様な利用者がいることで、地域の人々や学生がつながり、支え合う場所として機能していくことを目指しておられる。

府では、京都府介護・福祉人材確保総合事業において、平成27年度～29年度の3年間、北部地域において、1,000人の人材確保を目標としており、北京都ジョブパークの福祉人材カフェとこのシステムをしっかりと連携させ、養成した人材の確保・定着を目指して取り組みを進めている。現在、平成27年～28年度の2年間で712人の実績を上げている。

福祉の現場は閉鎖的でイメージが良くないと思われるが、働いている職員にとってはやりがいがあり、良い職場であることを地元の小中高生にさらにアピールしていくことも重要であり、そのように教育機関とさらに連携し、地域に開かれた施設にすることで福祉人材の確保につなげていきたいとのことであった。

【主な質疑】

- ・ 地元の学校との連携について
- ・ 有資格職員数について
- ・ 受入希望の大学の所在地について
- ・ 福祉施設での労働条件の実態について
- ・ 宮津市内の介護施設の人材の募集状況について
- ・ 宮津市内の空きベッド数について
- ・ 離職理由について
- ・ 北部での福祉人材確保計画（27～29年度の3カ年で1,000人）の根拠について
など



概要説明を聴取した後、施設を視察

4 福知山市消防本部（福知山市）

◆わがまちの消防団強化・応援事業について

府では大規模災害等発生時に備えて府内市町村の消防防災体制の強化を図るために、地域防災力総合支援事業として多機能型消防車等整備事業、救助資機材等整備事業を実施し、消防設備の充実を図っている。

視察しました福知山市は、ここ数年、毎年のように風水害が発生している。こうした災害に対応するため、地域防災力総合支援事業を活用してポンプ車を多機能型積載車に更新するとともに、救助用アルミボートの導入、簡易デジタル無線の整備などに取り組んできた。そのほかにも風水害対策として研修会の開催をはじめ、救助用ボートの操舟訓練、ライフジャケットの整備などを進めている。

同市の消防団は昭和22年に結成され、平成18年の市町合併により29分団となった。消防団員数は条例定数2,160人のところ、実員は1,855人で定員の充足率は85.9%、団員のうち女性は20人となっている。団員の年齢別構成では40歳以上50歳未満が一番多く、続いて30歳以上40歳未満となっている。そのほかにも女性団員で構成する「ふくちやまファイヤーエンジェルス」があり、消防団本部付けとして「カラーガード隊」と「ファイヤーガード隊」で組織されている。それぞれ、地域で行われるさまざまなイベントに出演することで、防火の啓発活動や地域防災意識の啓発活動に取り組むなど、防災広報の一翼を担っている。こうした活動は地域の安心安全に貢献したとして、平成29年度「京都府あけぼの賞」を受賞された。

いずれの市町村も抱えている課題は消防団員の確保であり、府でも市町村と協働して団員確保に向けてさまざまな取り組みを進めている。同市においても地域の安心安全を守るため、消防団員の確保とともに消防設備の充実を図り風水害に備えて日頃からの消防活動に取り組んでいくとのことであった。

【主な質疑】

- ・カラーガード隊、ファイヤーガード隊の効果、報酬について
- ・ボートの管理、団員のボートの操縦可否について
- ・ポンプ車の更新（多機能型積載車への更新）について
- ・消防職員数について
- ・台風災害時（台風21号）の対応について
など



概要説明を聴取した後、
中央分団で多機能型消防車を視察

Ⅱ

委員会活動の まとめ

5月臨時会の委員会（平成30年5月15日開催）において、各委員から、1年間の「委員会活動のまとめ」として、本委員会の所管事項に関する総括的な所感や、意見・要望等の発言があった。

以下、その内容を発言順に記載した。

磯野 勝 委員

私も1期目としてちょうど折り返しの3年目からこの委員会に配属させていただきまして、非常に勉強になりました。特に、村井委員長はじめ、四方、尾形副委員長を中心としてスムーズな運営をしていただきまして、また理事者の皆さんにも委員からの質問に対してしっかりと御答弁し、またいろいろな下準備、あるいは管内そして管外視察に関しましても、非常に事前にしっかりと準備、あるいは資料を整えていただきまして、委員会全体の中で私が勉強させていただいたことは、私のこれからの活動の糧になったと思います。



特に、私はこの委員会で勉強させていただいて、2点、まとめをさせていただきたいと思います。

まずは、農福連携であります。これは以前から、障害者の方の雇用、就労機会というのはなかなか難しいものがあったとお聞きしていますが、新たに農業の分野に就労機会を求め、そしてまた農業の人材育成がなかなか進まない中、これらの双方の意向が合致したということで、農福連携が叫ばれました。特に京都府におかれましては、平成29年度、きょうと農福連携センターが立ち上げられまして、それに伴い全国の、農福連携全国都道府県ネットワークというのも構築されました。これは、京都府が発起人として進められたことで、非常に喜ばしいことだったと思います。

その中で、この委員会の中で、農福連携センターの事務局はもちろん本部にあるんですが、北部と南部にそれぞれ、与謝野町のリフレかやの里、南部には京田辺市のさんさん山城が敷設されまして、管内視察の中でリフレかやの里を実際見に行かせてもらって、障害をお持ちで農業に従事されている方の顔が生き生きしていたというのが非常に印象に残りました。また実際に、ただ単に農作業をするだけではなく、地域の方と本当に一緒になって溶け込んでいらっしやいまして、地域との絆というのが非常に深まっているというのを実感できました。これはただ単に就業機会の創出だけのみならず、地域との連携が図れる、非常に大きな意義のあった事業であるなという感想を持っております。

もう一つは、子どもの貧困対策。「きょうとこどもの城づくり事業」というのを進められておりましたけれども、特に平成29年度は、子ども食堂の拡大を中心に広げてこられました。実は私も子ども食堂の運営に少し携わらせてもらいまして、様々な課題がありました。やっぱり特に、子ども食堂という名前において、そのの食堂に食べに行く

というのが恥ずかしいことであるというような感じをお持ちの家庭、あるいは親御さん、あるいは子ども自身にもあったようでして、それを払拭してあげないとなかなかいいものがあってもそこに参加できないという課題がありました。名前の工夫、あるいはみんなと一緒に食べようよという感覚で事業が進められたこと、そして民間の子ども食堂の事業に対してしっかりと補助制度をつかって、また拡大されて進められたことが、非常に京都府内において、子どもの貧困対策の解決の一助になったと私は思っております。

今、様々な課題があるんですけども、私も携わってみて感じたことは、継続、これがなかなか難しいんだなと思います。1度2度は、食材を提供してくれるところもあるんですけども、なかなか継続は難しい。そんな中で、これを実際にやることによって、ほかの民間業者が基金をつかって食材を確保する事業を立ち上げた例もあります。今年度さらに子ども食堂の事業が拡大すると思われますので、今回、京都府が進められております事業を更に進めていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、少子化対策、子どもの貧困対策は、一緒にやっていかなければなりませんし、何よりも民間業者と各市町村が緻密に連携し合って、京都府がそれをバックアップするという姿勢が一番大切だと思いますので、今後ともその姿勢を貫いていただきたいと思っております。

この1年間、本当に私もこの委員会で勉強させてもらったことが、今後、京都府の行政に私もしっかり生かせるようにまたしっかり頑張っていきたいと思っておりますので、御指導のほうよろしくお願ひしたいと思っております。1年間、本当に皆さん、御指導いただきましてありがとうございました。

成宮 真理子 議員

この1年間、本委員会で村井委員長、四方、尾形両副委員長をはじめ、委員の皆様方、また理事者、事務局の皆様方には大変お世話になり、ありがとうございました。まとめとして3点、発言させていただきます。



まず、子どもの貧困対策です。ちょうど今、国連の子どもの権利委員会が4回目の審査をしているところで、この委員会に、日本の「子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会」が提出した報告書の中では、「夏休みで給食がなく、中学生で10キロ痩せた子どもがいる。」また、「修学旅行の積立金を取り崩し、生活費に充てている家庭がある。」こういう実態があります。日本で貧困状態にある18歳未満の子どもの比率というのは、少し下がったそうなんですけれども、13.9%、約7人に1人と国際的にも高い水準になっています。

そこで私どもは、まず本府としても子どもの貧困の実態調査をやるべきだと繰り返し求めてまいりました。沖縄県や大阪府などのような大規模な調査を是非、本府としても取り組むべきだと改めて求めておきます。

さらに、どの子の命も平等にということでは、子どもの医療費無料化の拡充をこれも繰り返し求めてきたところでは、市町村では、独自努力で小・中学校卒業や、またそれ以上まで無料化をしている中で、今、本府と京都市だけが月3,000円の自己負担を通院で残すとなっています。さきの知事選挙でも私の周りのママたちからも、「京都に引っ越ししてきて、3歳児にも医療費かけるなんて驚いた」とか、「市町で負担が違うなんて」「3,000円の自己負担をなくしてほしい」という声が本当に次々と寄せられました。そして、西脇新知事も「検討の余地あり」とされたと報じられているところです。

本委員会の質疑でも紹介したように、宮城や長野、大阪の保険医協会、歯科保険医協会の調査では、「学校歯科健診で要治療とされた子どもの半数から3分の2が受診していない」「虫歯10本以上などの口腔崩壊」もあり、経済的理由や、また医療費助成制度の違いの反映という指摘もあったといえます。是非、本府では、経済的理由で病院に行けない子どもをなくすためにも、京都市との協議を急ぎつつ、一刻も早く府の制度で中学校卒業まで無料化を決断すべきだと考えるものです。

あわせて、保育料や教育費などの子育ての負担軽減を求めます。保育園の待機児童対策を改めて求めるものです。本府として、保育士の処遇改善や確保対策など進めてこられ、保育士登録者3万人の意識調査などをされているということですが、実態をしっかりと踏まえた対策を求めるものです。

それから、子どもの貧困対策に関わっては、政府による生活保護基準の引き下げが貧困対策に逆行する重大問題となっています。この間、国会では、3月に立憲民主党、希望の党、自由党、社民党、日本共産党、無所属の会の6野党会派、党名は当時のものですけれども、「子どもの生活底上げ法案（生活保護法等改正案）」を共同提出し、生活保護基準のあり方を1年以内に見直し、その間は基準を引き下げないということを共同して求めています。

私も本委員会ですけれども、生活保護基準の引き下げというのは、就学援助をはじめ住民税非課税基準にも連動するなどして、府民生活全体を押し下げることに繋がってしまうもので、本府として強く反対中止の声を上げるべきだと考えます。

大きな2つ目は、障害者支援についてです。

まず、旧優生保護法により、障害者が強制不妊手術を受けさせられていた問題です。厚生労働省によると、知的障害や精神疾患などを理由に都道府県審査会による審査を経て、本人の同意なく、約1万6,500人に手術がされたとされています。憲法に保障された基本的人権、幸福追求権にも背く人権侵害が長年続けられてきたという大問題です。被害者の提訴をきっかけに政府はようやく実態調査に取り組み始め、国会では超党派議員連盟も発足しましたが、被害者が高齢化する中、1日も早く被害者への謝罪と救済が求められています。

それで、これは本府の対応について2点お聞きしたいと思います。1点は、府内では記録上89人が手術を受けたとなっているとのことですが、全体、記録が残っているのは2割しかないともされています。府としての現状の把握がどうなっているのか、伺います。

もう1点は、本府の対応について5月14日付の京都新聞に、相談窓口がこども総合対策課にあるということに、障害当事者団体から疑問の声が上がっているという報道がご

ございました。これについてどう考えて、どう対処しようとしているのか、この2点を伺います。

中本健康福祉部こども・少子化対策監（きょうと子育て支援センター長）

旧優生保護の関係の不妊優生手術の該当につきましては、私ども、統計数値としては89名ということで押さえておりますが、個別の当事者個人の方を特定できる資料につきましては、公文書といたしましては、基本的にもう保存年限を切れておりまして、こちらではもう公文書としては残っていない状況です。その中であって、京都学・歴彩館のほうで調査研究資料として優生手術の関係の簿冊が保存されておりまして、その中で現時点におきまして、個人が特定できる簿冊を見ますと、一応現時点で13名の方の個人を特定できるものがあるということでございます。私どもも、先日、5月2日だったと思いますが、当初は1名ということで申し上げていたんですけれども、2日の時点で新たに12名というのがわかりましたので、私どもは今後、歴彩館の簿冊を当たりまして、十分内容を精査していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、相談窓口につきましては、新聞報道は昨日あったところでございますが、先週の知事記者会見におきましても、知事が答弁をさせていただいておりますが、やはり所管がこども総合対策課ということで相談窓口を運営しておりますけれども、どうしても「こども」というところが配慮に欠けるといふ御主張かなと思っております。それにつきましては、ちょっとどういう形を取り得るのか、検討をしているところでございますけれども、要は、知事も申し上げましたように、どれだけ当事者の方に寄り添って十分お話を聞かせていただくのかというそういうスタンスが大事かと思っておりますので、そういう観点に立って引き続き検討していきたいという状況でございます。以上でございます。

お答え、ありがとうございました。89人のうちの13名しか個人の特定ができていないということで、公文書以外のあらゆる手立ても使って、是非探していただくということ、調査していただくことをお願いしたいと思います。障害者施設なんかでも、そういう方がいたよというようなお話を聞いたりするので、聞き取りなども含めて、是非急いで調査を徹底していただきたいということ。それから、相談窓口については、聞き取りなんかの問題でも障害者支援課が窓口になるなり連携でもふさわしいところかなとも考えます。これは庁内の連携もしながら、ぜひ当事者団体の皆さんの声にも応え、寄り添うということで対応をお願いしたいと思います。

いずれにしても、過ちを繰り返さないために、また国連の障害者権利条約や本府の障害者に関する条例などの観点からも、被害者に寄り添った対応を徹底して、同時に急いでお願いしたいというふうに思います。

それで、本府の障害者・障害児福祉計画などについてですけれども、今年度からの計画策定では、サービス量見込みについて圏域や市町村ごとの数字の合計となっておりますけれども、府として障害者の暮らしや要望をきちんと調査した上での計画にすべきと

指摘してまいりました。

その後、この4月に厚生労働省が在宅で暮らす障害者を対象にして、日常生活の実態、意識、福祉サービス利用状況などについて「2016年生活のしづらさなどに関する調査」結果を公表されました。約7,200人分の調査表ですけれども、1つは、生活の経済的基盤がとっても苦しいということ。18歳以上の障害者で月収9万円未満が2人に1人になっているなどです。2つ目に、日中の過ごし方は、家族内で過ごすが最多で36%、次が通所サービスにいるというのが23%。在宅の障害者にとって、仲間や支援者と交流できる通所施設が大切な場所になっているということです。3つ目に、就労については一般就労への期待が大きい。4つ目に、福祉サービス利用では知的障害者の利用は半数あるものの、身体や精神の方では福祉サービス利用が2割にとどまっている。また、訪問サービスの利用は、「利用していない」が48%、「利用したくない」が33%、「未回答・わからない」が4割から5割ということで、利用へのとまどいがあり、多くの障害者の生活は現状、家族が必死に支えているということが浮き彫りになっています。是非、府としても、こうした障害者の実態や願いをリアルにつかみ、それにふさわしい計画にしていきたいと思えます。

さらに、福祉サービスを提供している事業所などでは、今、本当に苦勞して運営しておられるのをお聞きします。若い職員さんが、「この仕事が好き。でも、給与が低く続けていけない」とか「結婚したら、転職せざるを得ない」など悲鳴を上げられています。国に対して、報酬の増額や特に日割り制度の見直し、新しくできた相談支援の増額、福祉職員の処遇改善などを求めることと、同時に、府として独自の事業者支援や職員の処遇改善策が要るなど感じます。

その点では、今般、大問題になっております、民間社会福祉施設サービス向上補助金の大幅見直し・削減は、看護師の配置、給与、支援のカットとあわせて、現場には大きな怒りと困惑を呼んでいます。府独自の支援策ということで、制度は再検討しつつ復活・拡充を強く求めるものです。

障害者の問題に関する、府の2つの条例について述べます。

1つは、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」です。直近の平成28年度報告では、相談件数のうち7割は公表されず、また繰り返しの相談や年度を越しているものもあると。結果として、解決でなく、相談したのに諦めたり、泣き寝入りしたりということはないかということをお委員会でも議論し、共有し、相談体制の拡充や、府自身も障害者支援課だけでなく、人権啓発推進室、教育委員会や商工部などと連携して、府民啓発など取り組むべきと考えます。

もう1点は、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」です。関係者の様々な意見をすり合わせ、議論を積み重ねて本条例に実ったことを喜ぶとともに、今後、3点要望します。

1つは、手話をはじめ多様なコミュニケーション手段への府民理解を進め、特に教育や医療機関、一般企業などへの啓発・普及を進めること。2点目に障害者自身が学ぶ場です。就学前や中途障害者にも保障すること。3点目に、援助者となる手話通訳者や要約筆記者、また聾学校の教職員はもちろん、府職員、府立大学や府立医大施設でも援助

者を育成していくことを求めたいと思います。

最後に、原発の問題についてです。

福島第一原発事故から7年余りとなります。未だ、事故の収束も対策も道半ばで、避難者は福島県発表でも5万人を超え、自主避難者はさらに困難を強いられています。京都府に隣接する高浜原発3号機、4号機、今年に入り大飯原発3号機、4号機の再稼働が強硬されましたが、本府は、地域協議会などに出席をしながら、府民多数の原発再稼働は反対という声を届けることさえせず、再稼働スケジュールを容認してきました。これでは、全く府民理解を得られない。府民の安全や命を守る立場とは相入れないということを変更して厳しく指摘をするものです。これで、本府に隣接して4機もの原発が稼働することになりましたが、もし複数が同時事故となればどうなるかなど、現状の避難計画では想定さえされてこなかった。避難計画は、再稼働に全く追いついていない現状です。稼働の中止を強く求めるべきと考えます。

また、原発避難者に対する支援についてです。特に健康診断について、京都府保険医協会などからなる避難者検診実行委員会からの陳情が寄せられたこともあり、取り上げさせていただきました。本府には、福島県へのカウンターパート支援などの経過から、多くの原発避難者が今もおられます。もちろん、本来、検診は国が責任を持つべきものですが、健康異常は、早期発見、早期治療が大前提です。しかも、子どもへの影響調査は待ったなしです。そこで、医療団体などがまさに手弁当で実施されてきているということです。千葉県の柏市や我孫子市、また松戸市などでは、民間検診への補助を行政から実施していることも紹介したところ、理事者は、ぜひ研究したいというお答えだったと思います。京都でも、民間の検診への補助など検討と具体化を急ぐように改めて求めるものです。

原発については、本委員会で、福島県南相馬市に伺ったところ、原発依存をやめる、自然エネルギーのまちづくりをするというふうに変な被害の中から市の担当者が言っておられたことを大変印象的に受けとめました。改めて、原発ゼロを求める声を京都から上げるべきと強く求め、まとめの発言を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

瀧脇 正明 委員

私は、前回からの委員会参加でございまして、今回2回目の委員会出席となります。村井委員長、四方副委員長、尾形副委員長をはじめ、理事者の皆様、委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。前回の委員会で感じたことを述べさせていただきます。

精神障害をお持ちの人への支援について、支援団体の会長、そして精神障害をお持ちの方の御家族の話をお聞きすることができまして、大変多くのこと



を考えるきっかけをいただきました。精神障害をお持ちの方が増えている現状で、高齢化の問題、そして御家族の高齢化、御本人の高齢化。そして、介護の問題や、また相談ができない、悩みを話せないといった社会的な障壁がまだまだあるという御説明をお聞きし、支援の重要性を改めて認識させていただきました。同時に、支援のあり方も、今後もしっかりと考えていかなければならないと感じました。

委員会に出席の後、後日になりますが、実際に私の地元伏見区にございます、そうした障害をお持ちの方の就労支援をされておられます社会福祉法人でバザーがございまして、少しでも理解を深めようという思いから足を運ばさせていただきました。実際に障害をお持ちの方や御家族の方、職員の方と交流をさせていただきながらお話をお聞きました。皆さん、前向きに、そしてバザーを楽しく過ごされている姿を拝見させていただき、就労支援の活動の重要性、そして交流を深められるそうした場所、また周りとながりをつくれるような事業といった支援の大切さ、必要性を改めて感じました。

今回、貴重なお話を聞かせていただいたことを踏まえまして、是非これからの福祉施策に生かしていただければと思っております。これからも、府民の皆様からのお声をしっかりとお聞きし、一緒に問題に取り組み、府政に反映できるように努力してまいりたいと私の決意を述べさせていただきますと同時に、理事者の皆様には、府民の皆様からのお声を酌み取っていただき、これからも御尽力いただきますようお願いを申し上げます、私のまとめとさせていただきます。

ありがとうございました。

北川 剛司 委員

村井委員長、四方、尾形両副委員長、1年間ありがとうございました。それと、理事者の皆様、そして事務局の皆様、本当に1年間、御苦労さまでした。今回、まとめとして3点、まとめを述べさせていただきます。

まず1点目は、防災の関連なんですけれども、私も阪神大震災のときに神戸の東灘区で被災をしまして、そこでは4,000人弱ぐらいの方々がお亡くなりになりました。非常に、震災というのはいつどこで起こるかわからないということもあって、対応が難しいと思います。今回、常任委員会で2カ所ほど視察を行わせていただいて、東松島市のほうでは、約1万5,000世帯のうち1万1,000世帯、73%の方が、被災されて3日間いかに過ごすかということを経験されております。そこで、備蓄倉庫を建てられて、そこに3日分の食材等を保管されているんですけれども、備蓄倉庫を運営するのにもお金がかかります。また、いつ何どき、震災が起こるかわかりません。

京都府が出しているマルチハザード情報提供システムというのがありまして、そこでは、断層の地震、あとは南海トラフ地震において、京都府で震度5とか6ぐらいの地震



が起これというふうに想定されています。これも、30年か100年のスパンで起これかどうかと言われているんですけども、ここで大事なのは、備蓄という概念において、備蓄する、保存運営する費用をどのように効率化させていくかというのが物すごく大事だと思うんですね。市町村は、備蓄をしと言われても、各市町村の予算、財源が年々少なくなっている状況で、京田辺市だったら約7万人弱ぐらいの人口の人間を3日間生活できるような備蓄をしと言われても、これは物すごく費用がかかります。

そこで、各企業において、そういう場合にいかに食材等を支給できるかというそういうシステム。備蓄はあたかもしているかのように見えて、そういう企業にある程度支援してもらいたいようなシステム等を考えていただいて、財政の軽減というのも図っていただきたいと思います。

それと、京都府ではいろいろ対策をとられて、きょうと危機管理ウェブと、あと自主防災組織ハンドブックという32ページに及ぶハンドブックなんですけれども、非常にいいことが書かれています。ハンドブックにおいて、どういうふうにするべきかというのが書かれているんですけども、これは周知徹底というか、知っている人というのが非常に少ないと思います。ホームページに載せて、そこからダウンロードできるようになっているんですが、そういうことを踏まえて、震災のときには自助、共助、公助ということが、自助、自分で助かるというのが一番大事だと思うんですけども、そこをもうちょっと力を入れていただきたいと思っています。

先ほど言いましたマルチハザード情報提供システムなんですけれども、昨日もシステムを見ていたんですが、まだまだ見にくい点と、あと全体的にシステム自体が重たい点がいろいろあります。ですので、そこをスマートフォン等で見やすくできるように鋭意工夫をしていただきたいと思います。

あと、視察で終活のことにに関して学ばせてもらいました。僕は府政報告で、終活のことにに関して、市民の人に対して報告したことがあるんですね。そしたら、数件、私のほうに話を聞きたいという方がおられました。そこで、やはり悩んでおられるのが、終活でお墓はどうするのか、遺産分割はどうしたらいいのかとかいうことも非常に悩まれておられます。今後、家に1人でお年寄りの方が住まわれることが多分多くなってくると思います。そういうことも踏まえて、これから終活に関してどうしていったほうがいいのかということも広報として、いろいろ一般府民に対して提供していただきたいと思うとともに、そこで一番悩んでおられたのが、家族がもういない、そのときに墓はどうするんやと。今、樹木葬とかそういうふうなのがあると思うんですけども、そういう悩み、ひとり家庭のお年寄りがそういう悩み、不安を少しでもなくせるように、そういうことも踏まえて終活全体をどうあるべきなのかということを実際にこれからは取り組んでいただきたいと思っています。

最後に1点なんですけれども、「精神障害者支援について」ということでお話を聞かせていただきました。ここでも話の中で、現在、日本には約392万人の精神障害者の方がおられ、このうち65歳以上が約37%となっているというふうに言われています。この精神障害をお持ちの65歳以上の方が、両親が亡くなってそこでどういうふうに生活していくのかということも多分、これから大きな問題となってくると思います。先ほどの終活も含めて、こういう方々に対して、これから府としてどういう対策、支援をしていく

のかということも踏まえて、いろいろ検討していただきたいと思います。

府民生活・厚生常任委員会というのは多岐にわたっての所管ですので、本当にいろいろなことをまとめとしてここで言いたいんですけども、時間的な拘束もありましてこの3点を要望かつ私のまとめとさせていただきます。これからも、府議会議員として意見をしっかりと持って、京都府政に対していろいろ提案、意見、質問等をしていながら、府民の方々が安全・安心な生活を暮らせるようにこれからも努力していきますので、よろしくお願いします。

今年1年間、ありがとうございました。

植田 喜裕 委員

この1年間、本当に皆さん方、ありがとうございました。

私はちょうど24年目を迎えているんですけども、この23年間のうち、多分3分の1ぐらいがこの厚生労働常任委員会に関わりをさせていただきました。ずっと思い起こしますと、まず私が一番先に取り組んだのは、万引き事犯ですね。それから、その次がA I D Sですね。それから、薬物等々ですね。ずっとその都度いろんな問題が出て、その都度取り組んできたんですけども、増えているとか減っている



とかいうのではないんですけども、万引き犯もそんなに減っているということは聞きませんし、あるいはA I D Sなんかは、言葉は悪いですがひそかにまた増えつつあるということも聞いていますし、薬物乱用、これも皆さん方がそれぞれの場所で乱用に対して対策を打っていただいているんですけども、これも依然としてまだまだたくさんあるのではないかなというふうに思っています。それぞれ取組はしていただいて、そして皆さん方と一緒にやらせていただいたことが、引き続きやっぱり取り組んでいかなければならないのではないかなというふうに、まずは思っております。

2つ目、これは先日の精神保健福祉推進家族会連合会の皆さん方の中でも私は質問させていただいたんですけども、もともと僕が議員になろうという一つのきっかけというのは、申しあげましたように、ある1人の障害者の方が小児麻痺で両足がなかったんですけども、その方が私におっしゃった一言です。それは、「植田さんたち健常者が、私たち障害者に対してやっていただきたいこと、それは手を貸していただく必要はありません。我々全て生活も自分たちでできます、していきます。ただ、土俵、それは健常者の皆さん方と障害者の我々が同じ土俵で相撲がとれる土俵づくりを進めてほしい」ということで、この一言で私は、要はそういう土俵づくりをこれからはやっていかなければならないのではないかなというふうに思い、今日まで続けさせていただいております。

一番先に取り組んだのは、車椅子の皆さん方と京都市内全域を回って、市バスあるいは民間バスのバス停を見て回りました。そして、地図に落としながら車椅子で乗れない、

障害者の皆さん方が乗り降りが非常に難しいという場所もございますので、それを色別にならずにつけて、1年ほどかかったんですけども回りました。それを京都市や、あるいは民間バス会社に行って、こういうことですよという形で取り組ませていただいたことを思い出しておるんですけども、これも一つの土俵づくりではないかなというふうに思っております。

それから、例えば先般も行ってきたんですが、ひとり親の子どもたちとバス3台でパーベキューに行ってきたんですけども、一日その子どもたちと我々が御一緒させていただいて感じることは、普段はひとり親ですのでお母さんや、あるいはお父さんとしかふれ合いがない子どもたちがたくさんいるということ。僕たちがそういう子どもたちと一日遊ぶことによってどれだけの手助けができたかはわかりませんが、後のそれぞれの親御さんから感謝の手紙が来ているので読んでみますと、やっぱり一日お父さん役をやっていただき、あるいはお母さん役をやっていただいて本当によかったです。子どもが帰ってきて生き生きしています。こういう機会を是非、これからもつくっていただきたいという手紙をいただいたんですけども、これもやはり土俵づくりではないかなというふうに私は思っています。こういうことも、皆さん方と一緒にできたらいいのではないかなというふうに思っています。

それから、3点目。これは、今までいろんな団体からも要望があって、例えば耳マークというのができました。これ聴覚障害者の皆さん方。それから、ヘルプマークもそうですね。これも今できております。視覚障害者の皆さん方のためにエスコートゾーンというのもつけていただいております。それから、ピコピコという音声信号もかなり普及はしております。等々、やはりこういうことをしながら、障害者の皆さん方が社会参加をしていただける、1人でいろんなところに出ていっていただけるということにするための、これも土俵づくりではないかなというふうに私自身は思っています。

昨年、3カ月ほどかけて12警察署をずっと回らせていただいて、視覚障害者の皆さん方と回ってきて何をお願いしたかということ、啓発活動を各地域で警察が主体となって、あるいは地域のボランティアの皆さん方とやっておられるんですけども、そこに、視覚障害者の皆さん方の参加をさせていただいて、我々白杖というのはこういうことで大変怖い思いをしているんですよ、ですから皆さん方、自転車に気をつけてくださいよということをじかに今、いろんな警察署で実施をさせていただいております。こういうことを是非、地道にやっていく、これが大事やないかなというふうに思っています。

確かに、いろんなお金をつけてくれ、助成金をつけてくれというのも一つでしょう。しかしながら、こんなことを京都府民が京都府下全域でやっていただいたら、すばらしいものができ上がるのではないかなというふうに私は思っていますし、私の心の中にはいつもそういうことが頭の中にあるということ、いろんな皆さん方と一緒にになって取り組みをさせていただいているということ、これからも行政や、あるいは議員の皆さん方とこういうことをやらせていただいたらありがたいなというふうに思っています。

最後に1点だけ、知的障害の子どもたちの件でございます。例えばメンテナンスで昨年、全国優勝した子どもがいるんですけども、今、メンテナンス業界でそういう子どもたちを実際に訓練校等々で訓練をさせていただいて、そして実際に就労に、自分たちの企業に就労していただくということは、実は進んでいるんです。ただ、残念かな、定着

しないんですよね。途中でやめている子どもたちが多い。それから、いつの間にか作業所等々にまた行っている方が多いということをお聞きしております。何とか、そういうせつかく身につけていただいた技術ですので、是非定着をするように、行政のほうも是非お力をお貸しいただけるとありがたいなというふうに思っております。特に知的障害者の皆さん方がいろんな就労を今、おかげさまでやっていただいておりますけれども、いろんな問題点があるのも事実でございますので、そういうものを的確につかんでいただいて対処していただくとありがたいなというふうに思っています。私も取組をさせていただきたいというふうに思っています。

この1年、本当に皆さん方と御一緒させていただいて、いろんなものを見て、そして聞いて、体験をさせていただいたということ、本当によかったのではないかなというふうに思っています。これからも、皆さん方と御一緒して頑張りたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

本当にこの1年、ありがとうございました。

西脇 郁子 委員

改めて、理事者の皆さん、それから村井委員長、副委員長お2人の方、それから事務局の皆さん、そして委員の皆さん、1年間、お世話になりました。

この委員会自体の所管は、医療、介護、それから子育て、障害者、原発、防災、消費生活、人権問題などなど、本当に多岐にわたっているということで、私自身個人的には、残念ながら十分に深められた、それから質疑できなかったなというふうな課題といえますか、そういう思いもしております。

この1年間、管内外の調査、それから月1回の常任委員会も含めましてそれぞれ、原子力防災、農福連携、消費生活の問題、精神障害者の支援の問題等々多岐にわたりました。新たにまた別な面から学ばせていただいたということも多かったというふうに感じております。

とりわけ、先ほど成宮委員からもありました、管外調査の際の原子力防災調査、ここで飯館村を通りました際に、あちこちに広大に積み上げられました汚染土壌の光景に、原発事故は他の事故とは異質なものだということを目の当たりにし、衝撃も改めて受けました。安全な原発は1つもないということ、だからこそ、事実上の立地自治体の京都府として、国と電力会社の再稼働には明確に反対の立場を表明すべきだということも強い思いをしております。以下、何点かにわたって主に取り上げさせていただいたことを報告したいと思います。

まず、部落差別解消推進法に関わる府の施策について、これも取り上げさせていただきました。国の部落差別解消推進に関する法では、実態調査の実施などが義務づけられているということですが、このこと自体が当該地区の住人を同和関係者とそうで



ない者に区分けするもので、このような調査や広報・啓発自体が人権侵害にほかならないということ、このことも指摘をさせていただきました。そもそも、この法自体が社会進歩の中で差別を解消していくことを否定して、差別を固定化、永久化することにつながりかねない重大な問題があるということだからこそ、法律では附帯決議までつけられているところです。

ところが、残念ながら京都府は、新法成立以降、「府民だより」や「同和問題と人権」などで府民への啓発を行ってこられたところですが、しかし実際は、京都法務局が平成28年度に人権侵犯事件として新たに受け付けた600件以上のうち、同和問題に関する差別待遇はわずか1桁であるということ、社会問題としての部落問題は、基本的に解決されているということですね。それから、啓発等は憲法に基づく一般施策で行うべきだということも指摘させていただきました。府として改めて法律の附帯決議の趣旨をしっかりと踏まえて、部落差別の固定化につながるような啓発活動、それから実態調査は今後すべきではないということ、これは強く指摘し求めておきたいと思っております。

2点目が、児童虐待と児童相談所に関わって、これも何度か取り上げさせていただきました。宇治の児童相談所、それから福知山など、一般的に児童虐待が増加している状況というのは周知のところですが、ひとり親家庭の増加など、格差と貧困が拡大するもとの、今後も虐待は増加していくことが懸念されているところです。この虐待受理件数に見合った、児童相談所の体制の問題、そういうふうになっているのかということについても伺いました。宇治児相の場合は、処遇対応職員がたしか16名と一時保護、保健所の職員がこちらは3名、一方の京田辺支所は12名、1人当たりのケース件数は60件で、大変多いということも指摘させていただきました。宇治児相の管内人口は2万5,900人、京田辺の支所管内は京田辺市、木津川市など人口増加地域を含んで2万9,525人と本当に増えています。今後、南部地域を中心に一層、児童相談所の役割が増すもとの、専門相談職員の抜本的な拡充、これは引き続き求めておきたいと思っております。御努力をお願いしたいと思います。

それから、生活保護の基準引き下げですが、先ほど成宮委員のところでも指摘もいたしましたけれども、国は今年10月から、生活扶助基準を最大で5%、母子加算は月平均2割を段階的に減額するということが計画を立てています。およそ67%もの世帯が減額対象になるということです。これは、安倍政権のもとでは、総額が何と148億円もの大変な減額になるということなんですね。これまでの高齢加算の段階的な廃止、生活扶助基準の削減、住宅扶助基準・冬季加算の削減に続く、まさに暴挙だと考えています。保護基準引き下げの根拠が、生活保護水準以下の収入しかない世帯も含まれた10%の階層の消費実態との比較均衡となっているということ、これらが削減の根拠とされていること自体が重大な誤りだということも指摘いたしました。

とりわけ、府内のワーキングプアの率ですが、これは知事選挙でも大きな問題になりましたが、全国ワースト3位。非正規率もワースト3位、就学援助率は全国7位、要保護・準要保護児童数は19.3%、子どもの貧困率は17.2%ということで、先ほどの成宮委員の指摘のとおり、貧困対策にまさに逆行するという事態を引き起こすことになってまいります。やはり、この生活保護引き下げの問題、改めて引き続き、府として断固として中止を求めていただきたいし、生活保護は国民生活保障の権利であるということ、

制度の広報・周知を積極的に行っていただきたいと思います。申請権の侵害が起こらないよう、府としても一層の努力も求めておきたいと思います。あわせて、府として今回の保護費削減による具体的な府内の影響についての調査も、是非ともこれは行っていただきたいと思います。

それから、中学校までの医療費無料化の拡充、所得制限なしに3歳以降の保育料の無償化も、これも知事選挙での大きな争点になりましたので、是非とも新しい知事のもとで実現をしていただきたいと思います。

その後、京都府の消費生活安全センターと市町村の相談活動についても質疑もさせていただきました。現在、府内では、全市町村に消費生活相談の窓口は設置されております。振興局の相談員と消費生活支援安全センター相談員と連携して、相談・啓発活動を実施されているところです。現在、府内では、これは御報告もありましたけれども、高齢者の皆さんからの相談件数も依然高くなっているということですね。それから、詐欺的な複雑な相談もあるということで、全体でもネットを通じた被害や特殊詐欺、マルチ商法など被害も複雑化しているという状況の報告もいただきました。そういったもとの、今後一層、専門相談員の役割が大きくなっていくわけですが、消費生活専門相談員の拡充が必要だと思います。とりわけ京都府の消費生活センターでは、3名の啓発・教育担当職員が市町村の職員と連携して、消費者被害対策や市町村の消費担当職員教育など重要な役割を果たしているという状況ですが、こういった方々の処遇は非正規のまま、低賃金だという状況は依然として変わっていません。府民サービスの向上のためにも、専門職員の皆さんの一層の処遇改善を求めておきたいと思います。

あと、京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例とあわせて、住宅宿泊事業法改定に伴う条例改正についても、質疑も行わせていただきました。これは、私の地元の問題も含めて紹介もさせていただきましたけれども、京都市内では現在、違法民泊にとどまらない、民泊全般に関わる深刻な実態をもとに大変な事態が起こっておるわけです。けれども、府の条例案には、住宅専用地域や学校・保育所等の周辺地域での営業が全面禁止となっていないこと、それから分譲マンションでの営業規制についての明記がされていないこと、民泊を営業する場合、事前に近隣住民に説明会を開催することや、事故が発生した場合の迅速な対応のための管理人体制も、努力義務にとどまっていることなどは、やはり地域住民の皆さんの安心・安全な住環境を守る上で不可欠だということを厳しく指摘もさせていただきました。これらの問題は、京都市内以外の府域では件数も少なく問題がないと考えておられるのかもしれませんが、京都市より緩やかな条例では、今後、駆けつけ要件などにおいて問題が発生することを懸念しております。今後、必要に応じて条例の改正も行うべきではないでしょうか。

また、民泊新法と一体に改正されました、今回の旅館業法における政令の公布が1月に行われたところですが、これは、これまでのホテル・旅館を民泊の水準にまで大幅に緩和するものとなっており、問題だと指摘もいたしました。このことによって早速、本日付の京都新聞ですが、今後、365日営業できる簡易宿所に方向転換する事業者が増えるのではないかと報道がありました。民泊を開業しにくくなった事業者が、規制緩和された簡易宿所にシフトされれば、また新たな住民とのトラブルが起こるのではと危惧もしています。府としても、市町村と連携して、今後しっかり状況を把握

して、適切な指導を行うように求めておきたいと思います。

最後に、今回の知事選挙の出口調査の中で、府民の皆さんの関心のトップは介護・福祉だったということです。理事者の皆さんが引き続き、様々な施策によって府民の困難に寄り添っていただく姿勢で取り組んでいただけるよう、これは改めてお願い申し上げて終わりたいと思います。

1年間、皆さん、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

田中 健志 委員

1年間、ありがとうございました。本当にこの委員会は幅広い分野でありまして、それも重要な事項ばかりでありました。委員長、副委員長におかれましては、そのような幅広い分野の中で、まさに時宜にかなった積極的な委員会運営をしていただきましたことに感謝申し上げたいと思います。



委員会運営の中では、さきの委員からも御指摘がありました、東北を含めた管外調査、また本府の中北部の管内調査、また閉会中の常任委員会においては参考人の皆さんから熱中症対策、消費者被害対策、精神障害者支援とまた重要な分野ばかりでありまして、大変に有意義な委員会運営であったと思います。私からも2点、指摘をしてまとめとしたいと思いません。

1点目は、これも指摘がさきの委員からありましたが、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」の制定についてであります。全会一致で制定されて、本当によかったなと思う一方で、条例制定というのはあくまでスタートだと思えます。これも、この条例の名前の中にありますとおり、障害のある人とない人とが支え合う社会づくりと、まさに共生社会の実現に向けた一歩だと思えます。山田前知事が本当に明確におっしゃっていました、「共生社会こそ、京都府が目指すべき社会像である」と。これだけ明確に御発言されたということは、私はすごく印象に残っていますし、重いことだと思えます。もちろん、新しい西脇新知事におかれても、共生社会の実現に向けた取組というものは推進していただかなければいけないわけですが、この条例についても、そうした本府の目指すべき社会像というものをしっかりと意識した上で、こうした条例の実務的な運営についてもお願いをしておきたいと思えます。また、これも御指摘がありましたが、現場の声、また当事者の声も、今後、この条例の運営においては、しっかりと受けとめながら進めたいと思えます。

それから、もう1点は、防災・減災対策の中で、台風対策あるいは豪雨対策であります。これも、委員会で何度か指摘をさせていただきましたが、近年の雨の降り方が随分変わってきているということ、また台風の甚大化、巨大化が指摘されている中、昨年も本府を大きな台風が2つ襲ってまいりました。その中で、私も京都府内の丹後半島、丹

後地方から笠置町まで台風被害の状況であったり、復旧の様子を拝見しましたけれども、本当に広い、南北に長い本府の中で様々な地形の条件であったり、川の長さとか一級河川とか二級河川も含めて、随分とそれぞれ違うわけで、台風あるいは豪雨の状況によっても、それぞれの地域で被害の状況も変わってくるわけですね。こうした本府の状況、特性もしっかりとこれまでの経験も踏まえた上で、対策をしなければいけないと思いますし、地震と違って台風とか豪雨というのは、ある程度予測ができるわけですね。近年の気象予報もすごく精度が上がってきている。だから、ある程度予測ができる。けれども、なかなかこういう被害が緩和されないというか、わかっていながら、準備が十分ではないという部分と言えるのだと思います。これも、気象、自然に対する対応ということなんで、確かに難しい面はあるのかもしれませんが、しかし、これだけ毎年毎年、台風や豪雨が襲ってくるわけですから、これに対する対策をしっかりと進めなければいけないと思います。

防災・減災については、もちろん地震の対策というものも大事なわけですがけれども、地震はいつやってくるかわからない。一方で、台風や豪雨というのは毎年発生するといっても言い過ぎではないと思います。繰り返しになりますけれども、こうした対策について、まだまだ対策を改善できる余地があると思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。

最後に、本当に幅広く、重要かつ府民生活に密着する分野ばかりであります。共生社会の実現、またより安心・安全な京都府づくりに向けて、両部署の役割というものは本当に大きいものがあると思いますので、更なる取組をお願いいたしまして、私のまとめとしたいと思います。

ありがとうございました。

島田 敬子 委員

1年間、大変お世話になりました。るる述べられましたように、今年度、管内調査、管外調査、参考人招致を通しまして、テーマを設けた集中的な調査と意見交換を行ったことは、大変有意義であったと思います。管外調査において、先進的取り組みを知ることも大切ですが、地元京都府内の施設に伺って現場の声を聞くことや、参考人招致で精神障害者家族会の当事者の声を聞いたことは大変よかったと思います。改めまして、正副委員長、事務局の皆様、理事者の皆様に感謝を申し上げたいと思います。



さて、2018年度は、診療報酬と介護報酬の同時改定、そして地域医療構想のスタート、国民健康保険の都道府県への移管、第7期介護保険事業計画がスタートいたします。重要な改革が目白押しで、これだけ大規模な制度改正が一斉に行われるのは珍しく、また府民の暮らしや家計にも大変重大な影響を与える内容でございました。これらに関して、

京都府として検討してきた、京都府保健医療計画、高齢者健康保険福祉計画、障害福祉計画、並びに国保都道府県化等、重要な計画の見直しに関して議論を進めてまいりましたが、安倍政権の狙いが社会保障制度財政を抑制することにより、国民には痛みを押しつけ、その尻拭いを地域共生という形で対応されるこの戦略が大元にあるという問題も、指摘をしてきました。医療制度改革に端的にあらわれておりますように、都道府県による医療・介護のコントロールの具体化が推進されようとする中で、これらに対して、府として府民の命と暮らしを丸ごと支援する立場で、国にもはっきり物を言うことや、国からの指示を市町村に押しつけるのではなくて、現場の声に耳を傾け、最大限の支援をすることが重要であるというふうに思います。改めて指摘をしておきたいと思います。

私自身は、国保広域化問題、医師確保問題では、山城地域、美山診療所、北部・丹後舞鶴地域の医師確保問題など、地域医療体制の整備について重点的に取り上げさせていただきました。また、医療的ケア等の障害児・者への施策の拡充、介護保険制度問題等も取り上げてまいりました。現場の実態や府民の声を届けることに心がけ、多々問題点、課題について指摘と要望をさせていただきました。繰り返しますが、府職員が年々減らされまして、超多忙になっていることは承知をしておりますが、体制を増員も含めて必要な職員体制へ強化をしながら、もっと現場に入っただき、市町村の声、府民の声に耳を傾けていただきたいし、知事並びに財政当局にはこの際、求めておきたいというふうに思っております。

数点、指摘・要望と質問をいたします。国民健康保険制度についてです。京都府としては、所得水準の格差や地域医療の偏在などもあって、保険料の府内統一がなされなかったことは当然であります。依然として、払えないほどの高い国保料の問題は解決できません。国の激変緩和措置を活用することにより、スタート時で保険料値上げをする自治体は少数にとどまりましたが、向日市、京田辺市等では連続的値上げが実施、あるいは検討されておるところでございます。新制度の導入と引きかえに、国が行った約3,400億円の財政支援は、全国知事会が求めていた1兆円にはほど遠い規模でありまして、激変緩和措置の今後の見通しも定かでなく、さらにこれまで市町村が一般会計からの繰り入れで国保の引き下げ、並びに緩和を行ってきた問題について、新制度に移行後6年間で繰り入れを縮小、解消するよう求められていることは、御承知のとおりでございます。現に、京都府内自治体で法定外の一般会計繰り入れについては、年々減少していることはもう紹介をいたしました。国保運営方針でも既に明記されておりまして、市町村を助言するとされましたけれども、国庫補助率の抜本的な増額なしに国保の構造的な問題は解決できないこと、京都府も市町村の努力とともに一般会計からの繰り入れを行って保険料引き下げに踏み出すべきでございます。高過ぎる国保料そのものに対する府民の悲鳴に耳を傾け、京都府独自にかつては7億円の財政支援を市町村に行ってきたわけで、その点でも重ねて努力を求めておきたいと思っております。

次に、介護保険制度についてです。地域医療構想について、国は、慢性期医療を縮小し、介護施設や在宅医療へと流し込み、介護現場の重度化や財政負担増を招いております。介護保険料が上がり続ける一方で、介護保険による訪問介護、生活援助の制限をさらに広げていこうとしているのは、重大でございます。ヘルパーが料理や掃除などを手助けする生活援助についても、使い過ぎないようにと利用を制限する仕組みが、今年10

月から始まり、生活援助を行うヘルパーの資格を短い研修でも可とする基準緩和が、4月の介護報酬改定で盛り込まれました。いずれも、軽度者を介護保険から切り捨てる意図が透けておりますが、府内市町村では20自治体に401事業所が、日常生活支援総合事業の基準緩和があった、いわゆるA型の訪問サービス事業を実施されていることとなりましたが、京都市内の331事業所を除きますと20事業所にとどまりました。基準緩和型サービスでヘルパー研修時間は8時間、何より介護報酬単価の大幅な切り捨て等によって、京都市内では事業所の撤退、人材確保難が生じております。制度の破綻は、もう既に明らかになっておりますし、府内ではそもそも受け入れる事業所がないという現状があるのではないかとこのように思っております。

施設整備の点で特養の入所申込者が京都市内を除いて、平成29年4月1日現在、2,167名、圏域別では、丹後が327人、中丹が529人、南丹が217人、乙訓が333人、山城北が595人、山城南が166人という御報告がございましたが、今後新たな3年間の計画で、特養ホームの整備数は1,043人分の増加になっているとの中間報告がございました。改めて第7次の計画を見てまいりましたら、最終的には京都府内は、市内を除きますと、実に特養は307人の定員増しかありません。介護老人保健施設は129床の増、介護療養型はマイナス62床、認知症グループホームが、これは市内合わせて345床増ということで、到底足りないというふうに思います。かわりに増えているのが、介護付有料老人ホームであり、サービス付高齢者向け住宅でございますが、国民年金受給者等はとて、どのサービスも利用ができない。そもそも介護保険から排除されている実態は大問題だと思います。

一方で介護保険料は、府内平均で月額317円上がり5,585円、宮津市では763円も上がって最高額6,980円となるなど、軒並みの値上げでございます。年金が下がり続け、保険料で天引きされても、施設も在宅でも受け皿が整わない。高い利用料で、そもそも、先ほど言いましたように国民年金では入れない施設ばかりで、国家的詐欺となった介護保険制度は、住民にとって大きな不安になっているのではないかと思います。介護保険は保険である以上、保険料を払った人には給付を伴う必要がありますが、要支援や要介護状態の人に介護サービスの利用を制限したり、取り上げたりするのは、約束違反であるし、詐欺のようなものです。受給権を保障するのが社会保障ですから、高齢者のケアを保障し得ない介護保険制度は、抜本的に見直す必要のある時期に来ているのではないかと。憲法25条に基づく権利としての高齢者ケア保障への確立へ、引き続き議論を進めていきたいと考えているところでございます。

医療的ケア、発達障害者支援、障害者福祉計画に関連して要望をいたします。

発達障害に係る医師の診断待ち状況については、府立こども発達支援センターについて医師を増員し、5カ月を切るところまで短縮してきた、さらに短縮できるよう努力をしていくとの答弁をいただいておりますが、是非引き続き取り組んでいただきたいと思います。

さらに、療育事業について、府域全域にそうした専門的な支援が広がるようなバックアップを考えていきたい、児童発達支援センターについて地域の中核の受け皿、あるいはバックアップ機能を持つ機能としての、市町村にそれぞれ1カ所のセンターを整備していくことを目指すとのことでありましたので、重要な課題でございますので、是非実

現のために御努力をいただきたいと思えます。

最後に、2月定例会でも取り上げておりましたが、重度障害者の在宅支援事業、障害が重く、医療的ケアが必要な利用者を受け入れるために必要な看護師を配置する事業所への補助制度の問題です。京都府が、国の一部制度拡充を理由に廃止しようとする中、府内111カ所の共同作業所等が加盟する「きょうされん」京都支部から、同事業の継続を求める知事宛て要望書が提出されました。国の制度は基準が厳しく、事実上、看護師確保ができなくなり、医療的ケアが必要な支援学校卒業生を受け入れられなくなるとの現場の声を紹介して、継続を求めたところでございます。

あわせて、先ほど同僚議員から指摘をいたしました社会福祉施設サービス向上補助金の減額とあわせて、重大な影響を現場にもたらしております。4月25日の城南新報で、宇治市議会の文教福祉常任委員会が、宇治市障害者福祉施設連絡協議会と懇談した席上で出席者から、「宇治支援学校の卒業生の受け皿になりたいのに、補助金廃止が大きな影響をもたらす」「命の危険と隣り合わせの人が多い」「看護師と一緒にないと日々の活動ができない」「国の日割り計算では利用者が来ないと収入はゼロになり、しかしだからといって、利用者がいないから看護師に来なくてもいいとは言えない」などの発言が述べられました。福祉現場がピンチに陥っている現状が、交流をされております。そのほか、支援学校の通学バスに看護師が配置されず使えない問題等も、改善要望が出されているところでございます。

冒頭に言いましたように、重度障害者の在宅支援事業について、国の制度が一部拡充されたからといって京都府の制度が廃止されたけれども、現場は大変だよと。看護師を身出しで確保しながら支援学校の生徒を受け入れているわけですが、これもできなくなるよと指摘をしたときに、改めて現場の声を聞いて調べていただきたいということが、2月の到達点でございます。それで、その後、宇治市議会で、私が指摘したように、問題が明らかになっているようでございますので、京都府として、3月時点のお約束である、現場の実態調査はどのようにされたのかということを知りたいということでございます。

今日は、障害者支援課長がお休みなので、答弁できる方がいらっしゃったら、ちょっとこの点、2月定例会では現場の実態を調べる約束でしたので、その点だけ現状についてお知らせをいただきたいというふうに思います。どう対応しようとしているのか、この点だけ1点お聞かせいただいて、まとめの発言といたします。ありがとうございます。

松村健康福祉部長

今回この4月から障害者のほうのサービスの内容が変わり、先ほど御指摘、御意見のございました、事業所におけます看護師の配置の状況については、充実されたというふうに私どもは認識しております。まだ制度が開始されて1カ月半でございますので、私どもとして、南部だけではなく、京都府全体の状況というのを確認してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

宇治市の事例を紹介いたしました。部長の御答弁のとおり、府内全域にかかわる問

題でありますし、障害のある子どもたちの成長発達を保障する大問題でありますので、1カ月半もたってどうなっているか、返答がなかったわけですが、鋭意取り組んでいただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

秋田 公司 委員

先ほど島田委員がお話になられたように、委員長、副委員長におかれましては、今回のこの1年間の委員会運営について、調査先、そしてまた参考人招致、本当に幅広く、本委員会のテーマを突いたことを選んでいただいて、本当に感謝しております。ありがとうございました。

たくさん出てきたんで、思ったところを1点だけお話しさせていただきたいと思うんです。植田委員がよく、議員になったときに南山城村で子どものときに体験したことで、地理的ギャップであったりとか、先ほどの障害を持つ方の話をされて、そういったことが議員の原点だとお話になったんですけども、私も前任者から、中小企業で人、モノ、金のない中小企業が力を合わすことによって、違う表現をしてきた。その経験を是非、府議会で生かしてはどうかと。やっぱり弱い者は自らがいろんな人と連携や力を合わすことによって、夢と希望を持てるような、そんな取組を府政でいかしてみてもどうかと。PTAとか民生委員をさせていただいて、本当に困った現場があるなというのを実感しておりましたのでね。まさしく政治というのは、そういう弱い人のところに目を配ってやっていくのが政治の本分ではないだろうかということを言われました。本当に、この委員会というのは、そういうところをしっかりと現場を見て、また学んでくるというのが大きな一つの使命だったのかなと私は思います。



そこで、管外調査と管内調査、特に調査先へ行って帰ってくると、何というか、心が重たいといいますか、ずっと印象に残っているというか、そんなことの連続の調査だったように思います。それは障害を持った方であったりとか、子どもに虐待に遭って、大変心に深い痛手を持った方であったりとか、また防災、東日本大震災の後の状況、南相馬の話もそうですし、本当に政治が何とか、行政が何とかこの地域に入って、ここを何とかせなあかんという現場を見させていただきました。そこで、そういう状況の中にも、やっぱり夢や希望なり、その状況の中でも何か前に向けて生きようというのを与えていくのが、こういった行政の一番大きな役割かなというふうに思います。

そんな中で、私が、企業経営をしていたときによく落ち込んだときとか、社員の方々にお話をするのは、人間には無限の可能性があると。どんな人でも無限の可能性があると、そこを忘れず、必ずそこに灯をともし明かりを見せていく、そこをやるのが一番かなというふうに私は思います。そういう角度で、必ず弱者の視点に立って、それを素直な

気持ちで受けとめて、それをみんなで、予算のこともいろいろ言い出したら切りがないんですけども、その中で何ができるのかということをやっぱり絶えず考えてやっていくことが大事なのかなという気がしました。

いろいろおっしゃってきたので、1点だけ具体的には、女性活躍社会であったりとか、ダイバーシティの取り組みも見てまいりましたが、今、日本社会においては、少子高齢化の中で人手不足が騒がれております。あらゆるところの人が、女性であったり、高齢者であったり、また障害を持った方も同じだと思っておりますし、ひきこもりの方もそうですね。やっぱり人として与えられた役割を、例えばAIを使ってもいいし、IoTを使ってもいいし、何かそういうことを今の時代はツールを使いながら、補助的に使いながら力が発揮できるような、そんなこともしっかりと取り入れていかなければいけないのかなという気もします。

また社会には、いろんな事情があってひきこもり状態の方がたくさんいらっしゃいますよ。それを何とか引き出して行ってやっていくようなプラットフォームを是非しっかりつくっていただきたい。ほんまに活躍できる人がいっぱいいますんで、才能を持った方がいらっしゃいます。今の働き手がない中で、中小企業は本当に人材不足で、特に零細企業に至っては、本当に難がある人でも教育なりいろんなことをやって、戦力に変えていかないと、会社が倒産するという状況にもなっておりますんで、是非そのところは、しっかりと商工労働なり、また府民生活なり、あらゆるところとの連携をしていただいて、活躍する場所を与えてあげていただきたいなと思うし、そういうことの取り組みをしっかりとっていただきたいなというふうに思います。

とりとめもない話になりましたけれども、是非、弱者に寄り添って、その方にも生きていく喜びであったりとか目標になるものを必ず照らしていけるような、示していけるような、そんな取組を、我々もそうですし、理事者の方々も力を合わせてやっていけたらなというふうに思います。

この1年、ありがとうございました。

尾形 賢 副委員長

1年間、村井委員長、四方副委員長とともにこの委員会の運営のほうに当たらせていただきました。委員各位の皆様、そして理事者の皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

先ほどから様々な点につきましての御指摘がございましたが、特に今回、村井委員長とともに管内外の調査先等も幅広い観点でということで、御意見を聞いていただきながら実施をまいりました。特に、これまであまり京都府議会、また委員会等でも大きく取り上げてこられなかった終活支援について、一つの私としてもテーマを持つ



て、この委員会のほうに臨ませていただきまして、この視察を受けて一般質問でも取り上げさせていただいたりというようなことがございます。

東京都のりすシステムさんへ行ってまいりまして、その中で、単身の御高齢の方、また面倒を見ていただける御家族がおられないといった方の預託金を預かれて、そして死後のお世話までを葬儀等も含めてされていくという取組でございました。非常に社会的な貢献度の高い終活支援であったなというように思うんですが、その視察先の中で、平成5年からこうした事業に取り組まれているNPO法人、当時はNPOではなかったと思いますが、法人であるにもかかわらず、こうした支援について行政との連携が今なおないというような現状であったと思います。

京都府においては、一昨年あたりからですか、終活に向けたエンディングノートも含めたそういった取組というものも進められてきているとは思いますが、こういった社会的に非常にこれから、既に事業もあるかと思えますし、実際にこの調査先のりすシステムさんが、実際に京都府でも単身の方が連絡がとれなくなって孤独死をされていたところの最期の処置に上がられたというようなことも具体的にお伺いしました。そういった、行政がどこまでやらなければいけないのかということもあろうかとは思いますが、やはり人の人生を終える最期のところを、もちろん民間のこうした力は活用していかなければいけないですけれども、行政としてその取組を後方から支えていくようなこと、また京都府でもこういった事業が展開をされていくという必要性というものを強く感じたところでございます。

また、片や産経新聞さんのほうでは、終活を幅広く国民の皆さんに知らせていくという「ソナエ」という読み物を刊行されていました。実際、こういった終活支援の取組を聞きまして、京都府でも実際にパンフレットをつくられている。京都市、京都府、また乙訓・長岡のほうも医療機関が中心に、具体的には、最終的なエンディングノートというよりも、医療をどこまで受けるのかという部分が多いかとは現状思うんですけれども、片岡課長、青木副部長にも相談をさせていただいて、今、いいとされているエンディングノートを何冊か私も購入させていただいた。先ほど北川委員からもありましたけれども、私も実際、何人かの高齢者の方にちょっと書いていただいたんですけれども、やっぱりすごく難しく全部書けへんと。そういった反応でしたね。それにはやはり、実際に書けないというわけではないと思うんですよ。でも、急にそういったことに取り組むという姿勢がなかったりとか、心の中にまだそういったことは必要がないのではないかなというようなことがあって、何か取り組みにくい課題であるのも確かかなというように思います。

そういった意味で、今後、終活支援というものは高齢社会を迎えるに当たって、その方が最期、非常に穏やかに亡くなられていくということもそうですし、またいろんな意味で社会が穏やかに進んでいくことができる社会づくりの中では、やはり御自身で死に向き合っていくということは、家族も含めて非常に重要なテーマではないかなというように思います。一般質問の場では、その辺の啓発が不十分ではないかという御指摘もさせていただきまして、あれから半年ほどたちますけれども、鋭意努力をされているかと思えます。今後、こうした、今なお十分ではないのではないかという部分の支援につきましても、取組を進めていっていただく、また具体的に話題になっている事象ばかりだ

けではなくて、民間でそうした努力をされているところにもしっかり目を向けていただきながら、府民の健やかな生活に向けて取り組みを進めていただきたいというように思っています。

1年間、皆様方に御協力いただきましたことを感謝申し上げます、まとめの御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

四方 源太郎 副委員長

この1年間、村井委員長、また尾形副委員長、委員の皆さん、理事者の皆さん、事務局の皆さん、大変お世話になりました、副委員長を務めさせていただきました、本当にありがとうございました。特に村井委員長には、積極的に委員会をさばっていただきまして、大変スムーズな運営ができたのではないかと感謝申し上げたいと思います。

この委員会は、皆さんおっしゃるように大変幅の広い委員会でありまして、様々な問題について取り組ませていただいて、私も大変勉強になりましたし、今後の活動の参考になるところが多々ありました。特に視察や月一常任で、現場の皆さんの声を直接聞かせていただいたというのは、本当に貴重な体験で印象深いことでありました。



その中で2点、挙げますと、一つは児童心理治療施設。これは大阪と京都と2カ所の施設、聖家族の家とるんびに学園というところへ実際に行かせていただいて、今の児童虐待の実態でありますとか、ケアのことについて説明を聞かせていただいて、施設を見学させていただきました。今の虐待されている子どもたちというのは、当然、虐待している人たちが直接的には一番悪いというか、その人たちが加害者ということだと思うんですが、それだけではなくて、やっぱり社会全体がそういうような事象を生み出しているということもあるのではないかと。そういう意味では、この虐待されている子どもたちというのは、社会の犠牲者みたいなところもあるのではないかなというふうに感じまして、特にそういった子どもたちへの支援というのは、やっぱり社会全体でやっていく必要があるなというふうに思いました。るんびに学園なんかも、住居であるとか、勉強している分教室がどうしてもプレハブのつくりの仮設みたいな形になっておりまして、施設の皆さん方も、何とかこれをしっかりした建物にしたいというようなこともおっしゃっておいりましたので、是非そういった面について京都府でも知恵を絞っていただいて、どういった支援ができるかということについて今後、考えていただければありがたいなというふうに思っております。

もう1点は、精神障害者の家族会の方にこの間、来ていただいて、月一常任で説明もしていただきまして、野地会長に、こういったことを都道府県議会の常任委員会で取り上げられたというのは全国初ではないだろうかというような、そういった評価もいただ

いて、それがちょっと初かどうかはわかりませんが、大変高く委員会活動を評価していただいたことはありがたいなというふうに思います。また、いろんな障害の中で精神障害というのが、歴史が浅い部分があって、まだまだ、ほかの障害に比べても追いついていないといったところもたくさんあるんだなということも感じました。特に相談なんかの業務で、やっぱり家族会の皆さん、また当事者の皆さんも、実際相談に大変大きな役割を果たしていただいている。その相談を受けたりする事務所スペースというか、そういったものがなかなか今、満足できるような状態にないというお話もありましたので、ぜひそういった部分でも今後、御支援をお願いできればありがたいなということを感じました。

これからも、この府民生活・厚生常任委員会というのは、現場目線の委員会審議をしていただいて、それが京都府のそういった現場目線の施策につながっていくように期待をして、委員会活動のまとめとさせていただきます。

ありがとうございました。

村井 弘 委員長

それでは閉会に当たり、私からも一言、御挨拶を申し上げます。

昨年5月から本日に至るまで、四方副委員長、尾形副委員長をはじめ、委員の皆様方には、委員会審査及び管内外調査、閉会中の常任委員会の実施などにおける円滑な運営に格段の御協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

特に、視察先に関しましては、四方副委員長、尾形副委員長に本当に御案を提示いただき、また事務局のお2人にも本当に御協力いただき、管内外の視察を終えることができました。本当に府政課題を真正面から見据え、そして最短距離の解決策を求め議論をし、視察ができた委員会になったのではないかと感じております。

南相馬市における、あの津波被害、そして原子力災害の後で復旧に頑張られる方々がこのようにおっしゃっていました。選別していけば、ここでは必ず住むことができるんですと。そういう希望を持って活動されているお姿をこのメンバーとともに一緒に学ぶことができたことは、本当に委員長としての誇りでございます。本当に委員の皆様、ありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましては、この間、各全般行政に本当に大変御尽力いただき、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、大過なく委員長の責務を果



たせましたことをこの場をお借りして、委員並びに理事者の皆様に、また事務局の皆様に厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

最後になりましたが、委員並びに理事者の皆様方におかれましては、御健康に、本当に御健康に十分留意をいただき、今後ますますの御活躍されることを祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



附

參考資料

府民生活・厚生常任委員会 管内外調査等実施状況

1 管内調査

年度	年月日	調査先及び調査事項
26	26. 7. 14	○特定非営利活動法人「森と農園のある暮らし」〔於：南丹広域振興局〕 ・非行少年の居場所づくり事業等について ・現地視察 ○「亀岡市・脳活カフェ」〔於：ガレリアかめおか〕 ・認知症をめぐる取組について ・施設視察 ○丹波自然運動公園 ・災害時における危機管理体制等について ・施設視察
	26. 7. 20	○京都動物愛護センター（仮称）本棟起工式（行催事等委員会調査）
	26. 9. 30	○第63回京都府社会福祉大会（行催事等委員会調査）
	27. 1. 16	○出前議会〔於：市民交流プラザふくちやま〕 ・「災害に対する備え」～これからの防災・減災対策を考える～
	27. 3. 29	○京都動物愛護センター内覧会（行催事等委員会調査）
	27. 4. 28	○京滋ドクターヘリ就航式（行催事等委員会調査）
27	27. 7. 16 ～ 17	○京都動物愛護センター ・同センターの概要について ・施設視察 ○稲荷あんしん・あんぜんステーション ・地域住民と協働した防犯活動について ○舞鶴YMCA国際福祉専門学校※ ・府北部の福祉人材の養成について ・施設視察 ○市立舞鶴市民病院及び舞鶴赤十字病院（於：舞鶴赤十字病院）※ ・連携による地域医療について ・施設視察 (※) 台風接近のため、調査を中止
	28. 4. 6	○春の全国交通安全運動スタート式（行催事等委員会調査）
	28. 4. 30	○京都動物愛護センターオープン1周年イベント（行催事等委員会調査）

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
28	28. 7. 21	○平成28年夏の交通事故防止府民運動スタート式 (行催事等委員会調査)
	28. 7. 22	○いきいきオアシス日吉 ・地域福祉を支える複合施設の概要について ・施設視察 ○南丹広域振興局亀岡総合庁舎 ・まちの公共員による地域問題解決のための取組について ○きょうと婚活応援センター ・きょうと婚活応援センターの取組について ・施設視察
	28. 7. 23	○ナショナルトレーニングセンター開所式 (行催事等委員会調査)
	28. 8. 22	○きょうと子育てピアサポートセンター開所式 (行催事等委員会調査)
	28. 8. 26	○京都ウィメンズベース開所式 (行催事等委員会調査)
	28. 9. 2	○第65回京都府社会福祉大会 (行催事等委員会調査)
	28. 11. 22	○京都府少子化対策府民会議設立総会・設立記念講演及び第10 回京都府子育て支援表彰式 (行催事等委員会調査)
	28. 12. 21	○年末の交通事故防止府民運動イベント「広げよう交通安全の輪」 (行催事等委員会調査)
	29. 2. 6	○出前議会 [於：京都府山城広域振興局木津総合庁舎] ・子育てを応援する地域づくりについて
	29. 3. 11	○第28回全国車いす駅伝競走大会 開会式 (行催事等委員会調査)
	29. 3. 12	○第28回全国車いす駅伝競走大会 出発式、スタート、閉会式 (行催事等委員会調査)
	29. 4. 6	○平成29年春の全国交通安全運動スタート式 (行催事等委員会調査)

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
29	29. 5. 26	○「きょうと農福連携センター」設立記念式典 (行催事等委員会調査)
	29. 7. 21	○平成29年夏の交通事故防止府民運動スタート式 (行催事等委員会調査)
	29. 9. 5	○第66回京都府社会福祉大会 (行催事等委員会調査)
	29. 9. 19	○平成29年秋の全国交通安全運動スタート式 (行催事等委員会調査)
	29. 10. 7	○きょうと婚活応援センター開設2周年記念行事セカンドアニバーサリーフォーラム (行催事等委員会調査)
	29. 11. 21 ～ 22	○るんびに学園綾部こどもの里 ・施設の概要及び運営方法について ・施設視察 ○リフレかやの里 ・農福連携の取組について ・現地視察(農産物加工所、野田川作業所) ○宮津総合実習センター ・介護福祉人材の育成について ・施設視察 ○福知山市消防本部[於:中丹広域振興局福知山総合庁舎] ・わがまちの消防団強化・応援事業について ・現地視察(中央分団車庫)
	29. 11. 23	○京都府障害者スポーツフォーラム(行催事等委員会調査)
	29. 11. 24	○京都府少子化対策府民会議総会・第11回京都府子育て支援表彰式 (行催事等委員会調査)
	29. 11. 25	○京都府立医科大学「最先端がん治療研究施設」引渡式・感謝状贈呈式(行催事等委員会調査)
	29. 12. 4	○平成29年年末の交通事故防止府民運動プレ・イベント (行催事等委員会調査)
	29. 12. 17	○中丹東保健所新庁舎開所式 (行催事等委員会調査)
	30. 3. 10	○第29回全国車いす駅伝競走大会 開会式(行催事等委員会調査)
	30. 3. 11	○第29回全国車いす駅伝競走大会 出発式、閉会式 (行催事等委員会調査)
	30. 4. 6	○平成30年春の全国交通安全運動スタート式 (行催事等委員会調査)
	30. 4. 29	○青少年海洋センターリニューアルオープン式 (仮称) (行催事等委員会調査)

2 管外調査

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
2 6	26. 11. 17 ~ 18 27. 1. 20 ~ 21 (事前調査1. 16)	○特定非営利活動法人 体験型安全教育支援機構 [於：スタンダード会議室 虎ノ門HILLSガーデンテラス店] ・安全教育の推進について ○東京消防庁 ・東京消防庁の消防活動について ・施設視察 ○横浜市会 ・横浜市の待機児童ゼロ施策について ○静岡県議会 ・静岡県の少子化対策について ・静岡県の危険ドラッグ対策について ○医療法人社団 大浦会 ・学校形式の老人保健施設「おとなの学校」の運営について ・施設視察 ○医療法人聖粒会 慈恵病院 ・「こうのとりのゆりかご」(赤ちゃんポスト)の取組と現状について ・施設視察 ○熊本県議会 ・熊本県のひとり親家庭等応援事業について

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
27	27. 11. 10 ～ 11	<ul style="list-style-type: none"> ○国立研究開発法人国立長寿医療研究センター <ul style="list-style-type: none"> ・認知症医療の現状と「もの忘れセンター」の取組について ・施設視察 ○藤枝市議会 <ul style="list-style-type: none"> ・健康・予防日本一に向けた取組について ○東郷町議会 <ul style="list-style-type: none"> ・運動好きな幼児を育む取組について ・施設視察（和合保育園） ○愛知県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災カレッジについて
	28. 1. 19 ～ 21 (事前調査1. 15)	<ul style="list-style-type: none"> ○富山県議会※ <ul style="list-style-type: none"> ・とやま地域共生型福祉推進特区の取組について ○NPO法人にぎやか※ <ul style="list-style-type: none"> ・デイケアハウスにぎやかの取組について ・施設視察 ○長野県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・信州ACE（エース）プロジェクトについて ・同県の次世代育成の取組について ○長岡震災アーカイブセンターきおくみらい <ul style="list-style-type: none"> ・中越メモリアル回廊の取組と同館の概要について ・施設視察 ○子育ての駅「てくてく」 <ul style="list-style-type: none"> ・子育ての駅の取組について ・施設視察 ○長岡市議会 <ul style="list-style-type: none"> ・多世代健康まちづくりの取組について ・現地視察（タニタカフェ） <p style="text-align: center;">（※）強風の影響による交通機関の運休のため、調査を中止</p>

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
2 8	28. 11. 8 ～ 9	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉のまちづくり研究所 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会の実現に向けた取組について ・施設視察(ロボットリハビリテーションセンター) ○奈義町議会 <ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策の取組について ・現地視察(なぎチャイルドホーム) ○岡山県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・医療情報ネットワークのシステム連携の取組について ○チャイルド・ケモ・ハウス <ul style="list-style-type: none"> ・小児がんの子どもと家族の支援について ・施設視察
	29. 1. 24 ～ 26	<ul style="list-style-type: none"> ○NAGAYA TOWER <ul style="list-style-type: none"> ・NAGAYA TOWERの取組について ・施設視察 ○鹿児島県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制について ○宮崎県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・未来みやざき子育て県民運動の取組について ○大分県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年熊本地震の検証について ○美奈宜の杜 <ul style="list-style-type: none"> ・美奈宜の杜の概要について ・施設視察

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
29	29. 7. 11 ～ 12	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力防災センター <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県原子力防災について ・ 施設視察 ○NPO法人りすシステム <ul style="list-style-type: none"> ・ 終活について①終活支援の取組について ○産経新聞出版 <ul style="list-style-type: none"> ・ 終活について②終活の動向について～「終活読本ソナエ」の出版を通じて～ ○カルビー株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性が輝く先進企業の取組について ・ オフィス視察
	29. 11. 6 ～ 8	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人聖家族の家 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童心理治療施設の運営について ・ 施設視察 ○東松島市議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災からの復興のまちづくり及び防災システムについて ・ 現地視察（防災備蓄倉庫、野蒜地区） ○公立大学法人福島県立医科大学 <ul style="list-style-type: none"> ・ ふくしま子ども・女性医療支援センターの概要について ○南相馬市議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災からの復興状況及び原子力災害対策について ・ 現地視察（災害公営住宅等） ○社会福祉法人こころん <ul style="list-style-type: none"> ・ 農福連携の取り組みについて ・ 現地視察（こころんファーム、こころん工房）